

植民地台湾と朝鮮の基層行政運用

——行政人員の数量的検討を中心として

文 明 基

はじめに—植民地台湾と朝鮮の「基盤権力」(infrastructural power)

1. 末端行政機関の設置と運用—街庄と面
 2. 警察の一般行政支援—助長行政
 3. 基層行政組織の編成と運用—保甲と洞里
- おわりに—基層行政における制度的力量の差異

はじめに—植民地台湾と朝鮮の「基盤権力」(infrastructural power)

本稿の基本目的は近代日本の代表的な植民地である台湾と朝鮮の基層行政の様相を比較分析し、その全体像を基礎段階的なものであれ提示することにある¹。台湾・朝鮮植民地史の比較研究における筆者の中心的な関心は‘朝鮮総督府万能論’に対する疑問だ。植民地朝鮮史を説明してきた大枠の理論(植民地近代化論、植民地収奪論、植民地近代性論など)が明示的、あるいは暗黙に植民地権力を‘強い国家’として想定している傾向があるという点への再検討の必要性を提起してきた。さらには、先見的に朝鮮総督府を‘強い国家’として規定するのではなく、歴史的事実を基礎として朝鮮総督府にとって何が可能であり、何が不可能であったのかを綿密に検討する必要があると強調してきた²。そし

1 本稿では植民地行政機関に関して、台湾の縣・廳・州並びに朝鮮の道を広域行政機関(略称を広域機関)、台湾の辨務署・支廳・郡並びに朝鮮の郡を中間行政機関(略称を中間機関)、台湾の街庄並びに朝鮮の面を末端行政機関(略称を末端機関)、台湾の保甲並びに朝鮮の洞里(長)などの末端機関以下の組織を基層行政組織(略称を基層組織)と表記する。これらの用語は厳密には法的・制度的規定に従ったものではなく、台湾と朝鮮の地方行政を理解するための便宜的な呼称である(付表1参照)。地方制度についても、行政の側面が強調される場合には、地方行政制度、自治の側面が強調される場合には地方自治制度、その両方を兼ねる場合には地方制度と表記する。この区分は姜再鎬(『植民地朝鮮の地方制度』, 東京大學出版會, 2001, 5-6頁)に従ったものである。植民地台湾の街庄については、末端行政機関を指す場合には「街庄」とし、末端機関として統合される以前の自然村を指す場合には「旧街庄」と表記する。朝鮮の洞里については、行政的に統合されたものを指す場合には「洞里」、それ以前の洞里を指す場合には「旧洞里」と表記する。

2 ムン・ミョンギ, 「台湾・朝鮮総督府の専売政策比較研究—社会経済的遺産と『国家』能力の違

て、植民地朝鮮と類似点をもちながらも異なる歴史経験をした植民地台湾の事例との比較という方法を積極的に駆使してきた。

上記の問題意識に基づき、これまで進めてきた比較研究の主な領域は財政³、警察と警察補助機構⁴、医療衛生⁵などがある。それらの研究領域への関心を貫く中心にあるのは‘基盤権力 (infrastructural power)’である。歴史社会学者マイケル・マン (Michael Mann) は「実質的な (市民) 社会に浸透可能な、そして、調達能力という面で領土全体にわたり政治的決定を実行可能な国家能力」を「基盤権力 (infrastructural power)」と定義し、基盤権力を伝統時代の国王や皇帝などの専制君主によって制限の範囲内でのみ行使された「専制権力 (despotic power)」と対比される近代 (国民) 国家の特徴として提示したことがある。国家の基盤権力の成長は政治的統制の「調達 (logistics)」にかかっていたのだが、その調達を円滑に作り出す装置や技術 (logistical techniques) には軍事力向上と関連した労働の分業化、国家からのメッセージの安定した伝達を可能にする識字能力 (literacy)、国家によって保証された貨幣・度量衡の統一、人間と資源の円滑な移動を可能にする交通と通信などが含まれている⁶。

この基盤権力概念は従来の国家能力 (state capacity) 概念とは異なり、国家というも

い、『史林』52, 2015, 405-406頁。

- 3 ムン・ミョンギ, 「台湾・朝鮮総督府の初期財政比較研究」, 『中国近代史研究』44, 2009; ムン・ミョンギ, 「日帝下台湾・朝鮮総督府の歳出構造比較分析」, 『韓國學論叢』44, 2015; ムン・ミョンギ, 「日帝下台湾・朝鮮総督府歳入の推移と構造—租税収入と租税負担を中心に」, 『史林』56, 2016; ムン・ミョンギ, 「日帝下台湾・朝鮮総督府歳入の比較分析—一般会計補充金と公債を中心に」, 『韓國學論叢』48, 2017, 等。
- 4 ムン・ミョンギ, 「台湾・朝鮮の『植民地近代』の格差—警察部門の比較を通じて」, 『中国近代史研究』59, 2013; ムン・ミョンギ, 「日帝下台湾保甲制度の制度的効果, 1903~1938」, 『中国近代史研究』75, 2017、並びにムン・ミョンギ, 「保甲の東アジア—20世紀前半台湾・満州国・中国の基層行政組織の再編とその意味」, 『中央史論』47, 2018, 等。
- 5 ムン・ミョンギ, 「植民地『文明化』の格差とその含意—医療分野の比較を通じて見る台湾と朝鮮の『植民地近代』」, 『韓國學研究』46, 2013; ムン・ミョンギ, 「日帝下台湾・朝鮮公医制度比較研究—制度運営とその効果」, 『医史學』23-2, 2014; ムン・ミョンギ, 「日帝下台湾・朝鮮公医制度への比較史的接近—制度外的側面を中心に」, 『韓國學論叢』42, 2014, 等。
- 6 マイケル・マン (Mann, Michael) によれば、基盤権力は我々の同意がなくとも我々の所得を評価し、税金を「源泉徴収」することが可能であるが、そのような能力は1850年以前には不可能な能力であった。基盤権力は我々についての莫大な情報も収集可能であり、領土内の全ての地域に国家の意志をただの一日あれば実行可能である。全体経済への影響力は巨大であり、(雇用、年金、家族手当などの形態で) 我々の大部分の生存を左右することもある。結局、「我々は近代国家の基盤権力から逃げる場がない」ということだ (Michael Mann, “The Autonomous Power of the State: its Origins, Mechanisms and Results”, in Michael Mann, *States, War and Capitalism: Studies in Political Sociology*, Oxford: Basil Blackwell, 1988, pp. 5-8.)。

のが領土の範囲内で浸透し、その意思を貫徹する制度的力量（institutional capacity）までも強調している⁷。基盤権力概念を活用することで、植民地台湾と植民地朝鮮の間の（財政能力や警察力など）の単純な優劣だけでなく、（朝鮮には存在せず、台湾にのみ存在した警察・行政補助機構である）保甲制が植民地権力の意思を基層社会（さらには個人）にまで浸透させる有力な制度的装置として機能していたという点を明確に示すことができる。この基盤権力概念を念頭に置きつつ、本稿は植民地台湾と植民地朝鮮に関連する制度的な編成とその含意を推察することによって台湾総督府と朝鮮総督府という植民地権力をいかに理解するか、そして、それら二つの植民地権力はそれぞれの植民地社会といかなる関係をもっていたのかという問題について、筆者なりの答えを提示できることを望む。

このような問題意識を具体化する方法として、本稿は主に末端機関とそれ以下の行政事務に参与する行政人員の量的な比較を試みる。末端機関とそれ以下において遂行される行政事務に参与した人員は大きく三つの集団により構成される。1) 末端機関とその職員（台湾の場合には街庄長と街庄吏員、朝鮮では面長、面吏員）⁸、2) 末端機関の行政を支援していた警察（主に巡査）による「助長行政」、3) 末端機関以下の基層行政を遂行する存在（台湾では保甲役員、朝鮮では洞里名あるいは区長）がそれである。また、植民地台湾において本来警察補助組織として出発した保甲組織が一方では行政事務を補助する方向にその役割を「転換」したことに伴い、末端行政と基層行政にいかなる変化をもたらしたのかについても見ていき、それら二つの植民地の基層行政の運用がどのように変わっていったのかを検討していく。

7 劉志偉・柯志明、「戦後糧政體制的建立與土地制度轉型過程中的國家・地主與農民」、『臺灣史研究』9-1, 2002, 110-111頁。この論文は1945年8月の終戦直後に外省人の大量流入と商人・地主の買い占めや売り惜しみなどに因る深刻な混乱に陥っていた台湾の食糧需給が新たな制度の導入とその強力な実践の結果、急速に安定を取り戻すようになったことを論証することにより、基盤権力概念の効用をよく表している。

8 『臺灣總督府統計書』（以下、『統計書』）と『朝鮮總督府統計年報』（以下、『統計年報』）では末端機関に所属する職員の規模を提示する方法が多少異なる。『統計書』は街庄長、街庄吏員（助役・會計役・書記・書記補・技手）はもちろん、臨時職員（囑託・雇員・傭人）まで提示しているが、『統計年報』は面長、面吏員のみを提示している。キム・ナクニョン他（『韓国の長期統計—国民計定1911-2010』、ソウル大学出版文化院、2012、596-597頁）は囑託・雇員・傭人の規模まで提示しており、より踏込んだ統計を示しているが、各級行政機関別の臨時職員を区分しておらず、両地域の末端行政機関の臨時職員の規模を比較するには難点がある。本稿では両地域の末端機関の臨時職員を除いた行政人員のみを扱うものとする。それ以外にも、学校教師、中間機関に派遣された産業技手、協議会会員、組織役員、在郷軍人会会員（その多くは日本人）などが末端機関の行政に関与した場合もあったが、ここではそれらも除外する。

1. 末端行政機関の設置と運用—街庄と面

日本内地の町村、朝鮮の面にあたる台湾の末端行政機構は街庄である。台湾総督府は地方行政を本格的に実施するために1897年に勅令(第157号)により街庄長の設置を規定し、街庄長が(中間機関である)辨務署長の指揮下で地方行政事務を補助するものとした⁹。植民地化以前に存在していた自然村である「旧街庄」約8,000個¹⁰を数個、あるいは数十個ごとに統合した後、約700名¹¹の街庄長を任命した総督府は、清代以来の台湾鄉村社会において影響力を行使する「名望ある耆老」である清代の総理経験者が街庄長を担当することで地方行政を補助できることを望んだが、期待していたような成果を得ることはできなかった。前述の1897年の勅令に基づき、同年4月に制定された〈街庄長設置規定〉に従い街庄長は毎月15円の手当のみを受取り、煩多な管内行政事務を担当しなければならず、(朝鮮の面事務所に該当する)街庄役場もやはり街庄長の自宅をそのまま使用するか、寺廟の一部を借用するなど、事務所も十分に持つことのできない状態であった¹²。

しかし、もともと分散的で自然発生的な旧街庄空間に管轄区域を画定し、街庄長(と街庄役場)を置くことで県庁(広域機関)－辨務署(中間機関)－街庄(末端機関)として連結される縦割りの行政区画を初歩的な形であれ作り出し、清代の台湾には存在しなかつ

9 藍奕青、『帝國之守—日治時期臺灣的郡制與地方統治』、國史館、2012、74頁。

10 1901年～1902年に実施された〈本島發達ニ關スル沿革調査〉の結果によると、台湾全島にわたり、この「旧街庄」は全8,000個(居住者の全くない無人街庄が166個)であった(許世融、『臺灣最早的漢人祖籍別與族群分布—1901年〈關於本島發達之沿革調査〉統計資料的圖像化』、『地理研究』59、2013、97頁)。この数値が合併以前の台湾における自然村の規模を提示していると思えて問題ない。また、内閣書記官室統計課の資料(内閣書記官室統計課編、『日本帝國第十六回統計年鑑』、1897、1145-1146頁)によれば、1896年初頭、台湾には6,429個の街庄が存在していると記載されている(姜再鎬、『植民地朝鮮の地方制度』、東京大學出版會、2001、220頁)。1901年～1902年に比べ、街庄の数がむしろ少なく表れているが、1896年の時点では台湾総督府が台湾全島を徹底して掌握できずにおり、街庄の規模を把握することも十分にできなかった結果であると考えられる。この点は1896年に宜蘭地域には284個の街庄が存在すると調査されたのに対し、1900年には338個あると調査されたことから証明されるだろう(施添福、『蘭陽平原的傳統聚落—理論架構與基本資料(上)』、宜蘭縣立文化中心、1996、53頁)。

11 藍奕青、『帝國之守』、79頁。

12 統治初期(主に1900年以前)の台湾地方行政の混乱については次の研究を参照した。栗原純、『日本統治初期における臺灣總督府の地方行政—臺灣南部・鳳山地方を中心として』、國史館臺灣文獻館編、『第五屆臺灣總督府檔案學術研討會論文集』、國史館臺灣文獻館、2008；岡本眞希子、『植民地地方行政の開始と臺灣人名望家層—統治體制轉換期の臺南地域社會』、『社會科學』(同志社大學)41-4、2012、等。

た、あるいは微弱な存在に過ぎなかった末端機関の創出に成功することとなった¹³。以後、武力抵抗の鎮圧（1902年、完了）に伴う治安の安定と土地調査事業（1903年、完了）と臨時台湾戸口調査（台湾の次元において実施した日本帝国最初の国勢調査）による徹底した戸口の把握（1905年）などに追風を受け、街庄の統廃合と街庄長の配置・増員が徐々に本格的な軌道にのることとなった。次の表は末端機関である街庄の配置と旧街庄の統廃合の推移を示すものである。

13 1870年現在、徴税などのために設定された半（semi）行政機構の堡と里が138個であった一方、1900年初頭に街庄は450個と大幅に増加することとなった。即ち、植民地台湾の行政機構は清代と比べると一段階多く存在していた。それによって、さらに多くの官吏が配置され、個別官僚が担当する管轄区域の面積は顕著に小さくなった。最小限の編制上においてさらに密度の高い行政機構の配置が可能となった（Ching-Chih Chen（陳清池）, “The Japanese Adaptation of the Pao-Chia System in Taiwan, 1895-1945”, *The Journal of Asian Studies*, Vol. 34, No 2, 1975, pp. 413-415）。台湾島北部の宜蘭地域を例に挙げると、1886年の時点で全12個の堡が置かれ、1897年には44個の街庄長の管轄区域、1898年には25個の街庄長の管轄区域が置かれた（施添福, 『蘭陽平原の傳統聚落』, 60頁）。

表1 台湾の中間機関・末端機関（街庄）と（旧）街庄数の推移：1901～1940¹⁴

年度	支廳	街庄役場 ¹⁵	街庄長	街庄				
				街	庄	社 ¹⁶	郷 ¹⁷	計
1901	93	597	597					8,000
1902	94	548	548					
1903	89	541	541					
1904	89	513	513					3,170 ¹⁸
1905	83	459	469	76 ¹⁹	2,736	118	79	3,009
1906	83	459	454	76	2,736	118	79	3,009
1907	83	460	455	76	2,736	118	79	3,009
1908	84	458	456	76	2,738	118	79	3,011

14 『統計書』（各年版）を参照。用語の混同を避けるために「街庄」について説明しておく。まず、植民地化以前に存在していた自然村としての「旧街庄」は1901年の〈街庄－計〉項目に見られる8,000個程度であった。その後、臨時臺灣土地調査局が土地調査事業の便宜のために「旧街庄」の境界を明確にし、複数の「旧街庄」を束ねて「査定区域」を設定することとなった。それがいわば「新街庄」である（施添福、『蘭陽平原の傳統聚落』、54-58頁）。この表では1905年～1919年の〈街庄〉項目に提示された「街／庄／社／郷」の合計に当たり、およそ3,000個前後であった。1920年の地方制度の改定以後、さらに一度の街庄の大規模合併が行われ、それら「新街庄」は「大字」となり、「新街庄」以前に存在していた自然村としての「舊街庄」は「字」あるいは「小字」となった（施添福、『蘭陽平原の傳統聚落』、20頁）。上記の表に提示された「街庄長」はその「新街庄」を平均5～6個ずつ再度束ねて行政区画として設定した「末端機関としての街庄」に該当する。その「末端機関としての街庄」は1920年に地方制度改定で再び合併されて大規模化した。末端機関としての性質に変化はなかった。

15 1901年～1904年の街庄役場は『統計書』に提示されていない。便宜上、街庄長の数字を街庄役場と同一のものとみなす。反対に1920年から1922年の街庄長が『統計書』に提示されていない。便宜上、1923年の街庄役場と街庄長の比例を考慮し1920年は262人、1921年～22年は263人とした。1937年から1940年までの街庄長数もやはり明らかではない。1936年までの統計とは異なり、1937年からは「主任官待遇」あるいは「判任官待遇」とのみ表記されており、「街庄長」とは表記されていない。従って、この二つの項目の合計が街庄長の合計であるのかは明確ではないが、便宜上、この期間の主任官待遇と判任官待遇の数を合わせたものを街庄長の数とみなす。また、『臺灣總督府職員録』に収録されている『旧植民地人事總覽』（臺灣篇）I・II（日本図書センター、1997）に提示されている街庄長の数は1900年が737人、1901年が692人、1902年が564人、1903年が534人、1904年が505人となっており、『統計書』の数値と多少の違いがある（1901年の『旧植民地人事總覽』には臺南縣の街庄長名簿が表示されておらず、便宜上1900年の臺南縣の街庄長319人にその他の地域の1901年街庄長374人を加えた692人と表示した）。

16 「社」は原住民の居住地（蕃地）の街庄の呼称である。

17 「郷」は澎湖島の街庄の呼称である。

18 1904年に実施された「街庄状況調査」の結果、街庄の数は3,170個であった（佐藤正広、「日本統治初期における総督府の地方行政システムの形成—街庄および保甲の制度と実態」、『淡江史學』24、2012、325頁）。

19 藍奕青（『帝國之守』、84頁）は『臺灣總督府府報』（以下、『府報』）第1812號（1905年8月22

年度	支廳	街庄役場 ¹⁵	街庄長	街庄				
				街	庄	社 ¹⁶	郷 ¹⁷	計
1909	87	455	455	73	2,734	114	79	3,000
1910	87	455	438	73	2,732	128	79	3,012
1911	87	455	442	72	2,730	128	79	3,009
1912	85	455	440	72	2,730	128	79	3,009
1913	89	455	444	72	2,706	75	79	2,932
1914	82	455	443	72	2,705	77	79	2,933
1915	84	455	432	72	2,705	77	79	2,933
1916	85	455	442	69	2,701	78	83	2,931
1917	86	455	440	69	2,701	78	83	2,931
1918	86	455	443	68	2,700	72	84	2,924
1919 ²⁰	86	455	432	68	2,700	72	84	2,924
	郡・市役所+支廳	街庄役場	街庄長	街庄				
				(市)街	庄	區	その他 ²¹	計
1920	56	281	262	38	228	18	725	1,009
1921	56	282	263	39	227	18	689	973
1922	57	282	263	39	227	19	690	975
1923	57	282	263	39	227	19	650	935
1924	58	280	259	39	227	19	650	935
1925	59	280	259	39	227	19	650	935
1926	59	280	254	39	227	19	649	934
1927	60	280	259	39	227	19	649	934
1928	60	280	260	41	225	19	648	933
1929	62	278	260	41	225	19	648	933
1930	62	278	259	41	225	19	648	933
1931	62	275	259	42	223	18	596	878
1932	64	273	255	47	217	18	580	862
1933	64	273	255	47	217	18	580	862
1934	64	273	254	47	217	18	580	862
1935	64	273	255	47	217	18	580	862
1936	64	273	252	49	215	18	570	852
1937	62	271	277	46	225	—	570	841
1938	62	271	268	46	225	—	571	842
1939	64	267	270	56	211	—	571	838
1940	64	267	265	56	211	—	571	838

日)に収録された〈街庄社役場及街庄社数〉を引用しつつ臺北廳に属する街の数を140個と記録しているが、他廳の街は1個から8個に過ぎなかった点を考慮すると、納得することは難しい。本稿では『統計書』の提示する数字に従う。

20 『統計書』(1919年版)の〈第9表：州・廳・郡・市役所・支廳・街庄・區役場及市・街・庄等〉は「大正9年(=1920年)11月1日」となっており、1919年の状況が反映されていない。また、1920年の制度改定以前にあたる。従って、1920年の数値よりは1918年の数値を1919年のものとみなす方が実際の状況により近いと判断し、1918年の数値を記した。ただし、街庄長は別の統計項目に提示されており、1919年の該当する数値は異なった(『統計書』, (1919年版)19頁)。

21 「その他」は街や庄を設置しなかった「蕃地」に存在した村落(以前の「社」)のことを指す。

まず、1901年現在、街庄役長は597個であったが、戸口の把握が完了した1905年には459個の街庄役場（と469名の街庄長）に統合された。以後、〈街庄區長設置に関する規定〉（勅令第217号）に従い街庄長が區長に改称され、1909年には455個の區役場（と455名の區長）が統合され、それは1920年の地方制度の改定まで基本的には維持された。

末端機関の運営において1909年は重要な画期となった。1909年に街庄長が區長に改称されるとともに、區（街庄）内に區長に加えて區書記を置くことになった（區長と區書記はともに判任官待遇）²²。

區長の任命には「管轄区域内に住所をもつ30歳以上の資産と名望をもつ者、公學校（朝鮮の普通學校に該当）教育を履修し、国語（＝日本語）の素養のある者」を選任するという条件が提示された²³。ただ、區長や區書記の日本語能力はそれほど理想に近いものとはならなかった。例えば、1916年、區職員の日本語能力調査によると、區長425名のうち日本語を理解し筆記できる者は41名（約9.6%）に過ぎず、區書記819名中、日本語を理解し筆記のできる者はやはり180名（約22.0%）に過ぎなかった²⁴。特別に実務能力が重視されたわけではなかったようだ²⁵。結果的に區長は「多くの場合、従来との関係」に従った該当地域の名望家（あるいは旧郷紳）中心の任用であったといえる²⁶。

1920年、地方制度の改定により〈臺灣街庄制〉が実施され、街庄の統廃合が一段と進展した。455個の街庄役場が281個に減少し、街庄長もやはり432人から281人に減少した。同時に、街庄長、助役、會計役の「街庄三役」に加え、書記や技手などの官員を置くことができるようになり、それ以外にも雇員や傭人などの臨時職員もおくことが可能となった²⁷。上述した末端機関の行政人員配置の推移は次の通りである。

22 「區長及區書記を置く件（勅令第217號）」、『府報』2798號，1909年9月24日，44頁。

23 「區長及區書記任用規則」、『府報』2805號，1909年10月5日，13頁。

24 藍奕青，『帝國之守』，86頁。

25 區長は名望家の中から選任されたが、必ずしも有能ではなく、區書記も同様に公學校卒業程度の学歴で、法令の解釈にも問題がある程だった（蔡慧玉，「日治臺灣街庄行政（1920-1945）的編制與運作—街庄行政相關名詞之探討」，『臺灣史研究』3-2，1996，96頁）。

26 ただし、名望家を包摂するという戦略はある程度功を奏したと考えられる。1913年臺北廳と宜蘭廳の24個の旧庄役場を調査した結果、在職期間が15年をこえる旧庄が2人、10～15年が7人、5～10年が4人おり、他の旧庄も最低でも3～4年であった。資産部門でも10万円以上の資産家が1人、3万円が2人、2万円が4人、その他の旧庄も最低でも3～4千円程度は保有していることが調査により明らかになった（藍奕青，『帝國之守』，85頁）。

27 蔡慧玉，「日治臺灣街庄行政（1920-1945）的編制與運作」，97-109頁。

表2 末端機関の行政人員1 (台湾) : 1903 ~ 1919²⁸

年度	街庄長 (區長) (a)	區書記 (b)	合計 (c=a+b)	街庄当たりの行政人員1 (c/a)
1903	541	1909年より設置開始 ²⁹	541	1.00
1904	513		513	1.00
1905	469		469	1.02
1906	454		454	0.99
1907	455		455	0.99
1908	456		456	1.00
1909	455	578	1,033	2.26
1910	438	638	1,076	2.36
1911	442	699	1,141	2.51
1912	440	803	1,243	2.73
1913	444	800	1,244	2.73
1914	443	826	1,269	2.79
1915	432	819	1,251	2.75
1916	442	826	1,268	2.79
1917	440	837	1,277	2.81
1918	443	870	1,313	2.89
1919	432	956	1,388	3.05
平均				2.10

表3 末端機関の行政人員1 (台湾) : 1920 ~ 1940³⁰

年度	末端機関の行政人員							街庄当たりの行政人員1 (c/a+b)
	奏任官待遇 (a)	判任官待遇			吏員	合計 (c)	その他 ³¹	
		街庄長 (b)	街庄長合計 (a+b)	助役				
1920			262	241	1,449	1,952	-	7.45
1921			263	242	1,469	1,974	-	7.51

28 『統計書』(各年度)。

29 ただし、區書記の設置が1909年から始められたとはいえ、區書記の役割を担う存在が1909年以前に存在しなかったとは考え難い。1895年、宜蘭支廳はその下に13個の役場を設置し、13人の「事務取扱人」(區長に該当)とともに19人の「補助」(區書記に該当)を置いた(施添福、『蘭陽平原的傳統聚落』, 59頁)。そこから、1909年以前にも區長の事務処理を補助する存在がいたと推測される。本稿ではそれらの存在を一旦除外した。

30 『統計書』(各年度)。主任官待遇は街庄または街庄長、判任官待遇は街庄と助役、吏員は會計役、書記、書記補、技手、その他は囑託、雇、傭を指す。ただし、年度によっては助役が(判任官待遇の代わりに)吏員として表記される場合もあった。いずれにせよ、助役については個別に統計を出した。1925年以降、助役には主事、主事補、技師などが合算されている。1935年からは助役の個別統計はなく、吏員の項目に統合されて表記されている。1920年~1922年の間は該当する統計が提示されていないが、便宜上、1923年の数値を基準に筆者が任意に定めた。

31 この項目は『統計年報』に提示されておらず、公平な比較を行うために末端機関の行政人員に含めなかった。ただし、それらはやはり末端機関以下の行政人員として無視できない位置を占めているともいえる。これについては次の論文を参考とした。キム・イッハン、「1930年代日帝の地方支配と面行政」, 『韓國史論』37, 1997, 236-242頁。

年度	末端機関の行政人員							街庄当たりの 行政人員1 (c/a+b)
	奏任官 待遇 (a)	判任官待遇			吏員	合計 (c)	その他 ³¹	
		街庄長(b)	街庄長 合計 (a+b)	助役				
1922			263	242	1,489	1,994	-	7.58
1923	9	254	263	242	1,509	2,014	516	7.66
1924	7	252	259	203	1,554	2,016	493	7.78
1925	7	252	259	212	1,627	2,098	508	8.10
1926	7	247	254	207	1,608	2,069	688	8.15
1927	9	250	259	215	1,677	2,151	853	8.31
1928	8	252	260	220	1,727	2,207	892	8.49
1929	8	252	260	220	1,788	2,268	906	8.72
1930	9	250	259	216	1,804	2,279	955	8.80
1931	10	249	259	218	1,868	2,345	1,042	9.05
1932	16	239	255	217	1,850	2,322	985	9.11
1933	16	239	255	218	1,873	2,346	1,079	9.20
1934	17	237	254	218	1,935	2,407	1,435	9.48
1935	16	239	255	2,411		2,666	1,600	10.45
1936	18	234	252	2,482		2,734	1,815	10.85
平均								8.63
	奏任官 待遇	判任官 待遇			吏員	合計	その他	
1937	29	248	277		2,674	2,951	3,979	10.65
1938	26	242	268		2,861	3,129	4,816	11.68
1939	28	242	270		3,025	3,295	5,954	12.20
1940	25	240	265		3,107	3,372	6,541	12.72
平均								11.81

一方で、台湾の街庄に該当する朝鮮の末端機関は面である。併合直後の1910年9月に制定された〈朝鮮總督府地方官官制〉は「各府郡に面を置く」、「面に面長を置き判任官待遇をする」、「府尹並びに郡主の指揮監督を受け、面内の行政事務を補助執行する」、「面と面長に関する規定は朝鮮總督が定める」などの関連規定を設けることとなった。面と面長が官制に編入されたのは地方行政体制の整備と強化の延長線上に位置するものであった。つまり、面長を地方官扱いとし、面内の洞里長を面長の下に置くことで地方行政系統の確立を目指したのだった。また、新たな地方官官制に伴い、道・道長官(→道知事)－郡・郡守－面・面長系統は植民地時期の間、朝鮮地方行政制度の基盤となった。それだけでなく、併合以前の地方官官制が道・觀察使－郡・郡守にとどまっていたのに対し、新たな地方官官制は面・面長を追加することにより地方行政の範囲を一段階下まで拡張することとなったのだ。植民地台湾の街庄と同様の文脈の措置であった³²。

32 姜再鎬,『植民地朝鮮の地方制度』,124-125頁。また、面長の資格要件もやはり街庄長のそれと類似していた。「面内に住所をもつ30歳以上の者、品行方正で面内の事情に精通しており、声望の高い者、相当な財産を保有しており、時価500円以上の不動産を所有し2人の保証人を立てることのできる者」を面長の資格要件として提示している(キム・イッハン,「1910年代日帝の地方支配政策—行政区画統廃合と面制を中心に」,251頁)。

併合初期には地方行政制度もやはり「根本的な変化」は戦略的に回避された。府郡島並びに面の行政区画は併合以前と同じに存置された。しかし、各道は1913年5月から面の統廃合のための準備調査に着手し、総督府内務部に認可申請するなどし、1914年、事前作業の最後に面の統廃合を断行した。面の統廃合の結果、従来の面と面の間の人口、面積、財政能力における顕著な格差が緩和された³³。下記の表は植民地朝鮮の中間機関・末端機関並びに洞里数の推移を表したものである。

表4 朝鮮の中間機関・末端機関並びに洞里数の推移：1910～1939³⁴

年度	府郡(島)	面	面長	(町) 洞里	年度	府郡(島)	面	面長	(町) 洞里
1910	329		-	68,819	1926	232	2,503	2,503	28,260
1911	329		-	62,532	1927	232	2,503	2,503	28,240
1912	329	4,341	3,931	61,473	1928	232	2,493	2,493	28,240
1913	232	4,337	3,744	58,467	1929	232	2,470	2,470	28,313
1914	232	2,522	2,514	48,543	1930	234	2,467	2,467	28,299
1915	232	2,521	2,511	44,648	1931	234	2,464	2,464	28,287
1916	232	2,517	2,507	28,383	1932	234	2,464	2,464	28,338
1917	232	2,517	2,504	28,238	1933	234	2,446	2,446	28,356
1918	232	2,508	2,508	28,277	1934	234	2,393	2,393	28,387
1919	232	2,509	2,509	28,249	1935	237	2,393	2,393	28,382
1920	232	2,507	2,507	28,280	1936	238	2,374	2,374	28,490
1921	232	2,507	2,507	28,287	1937	238	2,371	2,371	28,489
1922	232	2,507	2,507	28,295	1938	239	2,366	2,366	28,500
1923	232	2,504	2,504	28,278	1939	240	2,350	2,350	28,509
1924	232	2,504	2,504	28,300	1940	240	2,337	2,337	-
1925	232	2,503	2,503	28,300					

まず、府制の実施に加え、府郡の統廃合が断行された結果、従来の12府317郡が12部220郡に変化した³⁵。翌年の1914年には面の統廃合の結果、1913年の3,744個から2,511個に急減した³⁶。面制が実施された1917年以降からは面と面長の数が一致している状況を確認

33 姜再鎬, 『植民地朝鮮の地方制度』, 130頁; 167-176頁。ただし、1926年の時点において現職郡守でもあった任洪淳は「1914年に大革新(=面の統廃合)を断行したが、当時の統廃合は圖面を見て面を廃合することに過ぎなかった」、さらにその後の統廃合も面積は4方里(≒64km²)、戸数は800戸という標準を定めて整理したが、「四方里、八百戸の標準は果して朝鮮の實情適せるものと認むるか記して疑とす」としながら、面の面積は南鮮7道において平均4方里、西北鮮6道では平均9方里とし、人口は平均6,000-8,000人を基準に分合を断行しなければならないと主張している(任洪淳, 「地方行政革新論」, 『朝鮮地方行政』5巻9號, 1926. 9, 15頁; 任洪淳の経歴についての詳細は次の研究に詳しい。ユン・ヘドン, 『支配と自治』, 128頁)。

34 『統計年報』(各年度)。

35 姜再鎬, 『植民地朝鮮の地方制度』, 282頁。

36 複数の論文では2,522個に減少したと記されているが(姜再鎬, 『植民地朝鮮の地方制度』, 282; キム・イッハン, 「1910年代日帝の地方支配政策—行政区画統廃合と面制を中心に」, 『社会と歴史』

認できる。台湾における街長という末端機関が新たに成立したのと同様に朝鮮でも面という末端機関の形態がおよそ1910年代後半には整うこととなったのである。また、面長を補佐する面吏員も拡充されていった³⁷。植民地朝鮮の末端機関の行政人員の配置は次の通りである。

表5 末端機関（面）の行政人員1（朝鮮）：1912～1942³⁸

年度	末端機関の行政人員		合計 (c)	末端行政人員1 (c/a)
	面長 (a)	面吏員 (b)		
1912	3,931	6,119	10,050	2.56
1913	3,744	6,824	10,568	2.82
1914	2,514	5,410	7,924	3.15
1915	2,511	6,350	8,861	3.53
1916	2,507	8,117	10,624	4.24
1917	2,504	9,520	12,024	4.80
1918	2,508	11,485	13,993	5.58
1919	2,509	11,902	14,411	5.74
平均 (1912-1919)				4.05
1920	2,507	15,127	17,634	7.03
1921	2,507	15,453	17,960	7.16
1922	2,507	15,526	18,033	7.19
1923	2,504	15,550	18,054	7.21
1924	2,504	15,849	18,353	7.33
1925	2,503	15,502	18,005	7.19
1926	2,503	15,856	18,359	7.33
1927	2,503	13,108	15,611	6.24
1928	2,493	14,341	16,834	6.75
1929	2,470	14,506	16,976	6.87
1930	2,467	14,528	16,995	6.89
1931	2,464	14,403	16,867	6.85
1932	2,464	14,444	16,908	6.86
1933	2,446	14,457	16,903	6.91
1934	2,393	14,730	17,123	7.16
1935	2,393	15,858	18,251	7.63
1936	2,374	17,244	19,618	8.26
平均 (1920-1936)				7.11
1937	2,371	17,395	19,766	8.34
1938	2,366	17,573	19,939	8.43
1939	2,350	18,948	21,298	9.06
1940	2,337	20,061	22,398	9.58
1941	2,334	22,297	24,631	10.55
1942	2,329	23,352	25,681	11.03
平均 (1937-1942)				9.50

50, 1996, 246頁)、『統計年報』は2,514個となっている。ここでは『統計年報』に従う。

37 面吏員の質的、量的拡充については次の論考を参考にした。キム・イッハン、「1910年代日帝の地方支配政策—行政区画統廃合と面制を中心に」、248-252頁。キム・イッハン、「1920年代日帝の地方支配政策とその性格—面行政制度と「無法部落」政策を中心に」、『韓國史研究』93, 1996, 159-164頁。キム・イッハン、「1930年代日帝の地方支配と面行政」、『韓國史論』37, 1997, 222-226頁。

38 『統計年報』（各年度）。

上述の通り、台湾と朝鮮における末端機関の創出と行政区画の統廃合過程は1888年に日本内地において断行された町村合併と類似するものであった。1888年の町村合併は多くの場合（おおむね5個の町村を管轄する）戸長役場の管轄区域が町村合併の母体となった。当時までの実際の行政空間の単位は（合併以前の自然村である）個別町村（1888年、71,314個）ではなく、行政的な便利のために創出された戸長役場（1888年、11,400個）の管轄区域であった。合併の結果、町村は15,859個に激減したが（「明治の大合併」、実際の行政空間の単位はむしろ増加した。要するに大規模な町村合併という外見上の大きな「衝撃」は既にそれ以前の10年前からほぼ固定した戸長役場の管轄区域を経験することにより、大きく吸収・緩和されていた。そのような経験が台湾における街庄の創出と統廃合、朝鮮における面の創出と統廃合へと続いていったといえるだろう³⁹。

植民地権力により創出された街庄（台湾）と面（朝鮮）が管轄しなければならなかった人口と面積はどの程度であったのか。下記の表は前述した街庄・面の規模（表1と表4）を戸口、人口、面積において対照させたものである。

表6 街庄当り（台湾）・面当り（朝鮮）の戸口・人口・面積⁴⁰

年度	街庄当り 戸口（台湾）	面当り 戸口（朝鮮）	街庄当り 人口（台湾）	面当り 人口（朝鮮）	街庄当り面積 （台湾、km ² ）	面当り面積 （朝鮮、km ² ）
1901	967		4,855		60	
1902	1,067		5,425		66	
1903	1,087		5,542		66	
1904	1,153		5,938		70	
1905	1,281		6,659		77	
1906	1,337		6,954		79	
1907	1,345		7,002		79	
1908	1,355		7,048		79	
1909	1,374		7,143		79	
1910	1,449		7,532		82	
1911	1,460		7,622		81	
1912	1,490	753	7,807	4,036	81	56
1913	1,500	814	7,887	4,292	81	59
1914	1,520	1,242	8,023	6,474	81	88

39 面の統廃合は府郡の統廃合よりもさらに大規模であったが、府郡の統廃合の際に見られた抵抗や紛糾は起こらなかった。その原因は次の通りであった。府郡や自然村である洞里のアイデンティティは面のそれと比して強固であったということだ。一方で面は東西南北の方位を呼称（東面、西面など）として使用するなど、本来から一種の行政村であり、統廃合の当時までは行政単位として確固たる位置付けを持たずにいた。つまり、「府郡民性」や「洞里民性」に比べ「面民性」というものはあまり強くなかった（そのような府郡や洞里の強いアイデンティティは自然村や郡のもつ「社会的統一性」（鈴木栄太郎）や「地域的統一性」（ユン・ヘドン、『支配と自治』、40頁）と表現することもできる）。

40 台湾と朝鮮の戸口と人口は付表2を参考。面積は台湾が35,961km²、朝鮮が220,792km²を基準とした（付表5）。

年度	街庄当り 戸口（台湾）	面当り 戸口（朝鮮）	街庄当り 人口（台湾）	面当り 人口（朝鮮）	街庄当り面積 （台湾、km ² ）	面当り面積 （朝鮮、km ² ）
1915	1,559	1,242	8,264	6,565	83	88
1916	1,535	1,263	8,136	6,666	81	88
1917	1,564	1,280	8,289	6,755	81	88
1918	1,563	1,291	8,284	6,825	81	88
1919	1,623	1,298	8,600	6,905	83	88
1920	2,523	1,314	13,374	7,079	128	88
1925	2,693	1,442	14,760	7,510	129	88
1930	2,953	1,549	16,831	8,196	129	90
1935	3,387	1,731	19,471	9,148	132	92
1938	3,617	1,805	21,051	9,637	132	94

末端機関である街長と面を比べると、台湾よりも朝鮮がわずかに周密な配置となっていることがわかる。比較可能な1910年代をみると、1915年の街庄当りの戸口は1,559戸であるのに対し、面当りの戸口は1,242戸で、朝鮮面長の担当しなければならなかった戸口が20%ほど少なかった。同年、街庄当りの人口は8,264人、面当りの人口は6,565人で、面長の担当する人口は約21%少ない。面積に関しては、1910年代までは同じような推移を見せていたが（1920年台湾の地方制度改定による統廃合が進められた後の）1925年に街庄当りの面積は129km²、面当りの面積は88km²となり、面長の管轄面積が街庄長のそれよりも約32%少ない。末端行政機関についてみると、朝鮮における行政機関の配置がわずかではあるがより周密であったといえる。

その点を末端機関の行政人員配置の観点から再度確認してみよう（表2、表3、表5）。1919年までの街庄並びに面当りの行政人員は2.10：4.05で、やはり朝鮮における末端行政機関の行政人員配置がより周密であった。1919年～1936年では8.63：7.11となり、1937年～1940年には11.8：9.50となっている。つまり、統治の前半期には朝鮮がわずかに多く、後半期では台湾がわずかに多いことが表れている。ただし、その程度の違いは、一方が優位であったと断言できないほどの僅差であり、1920年に台湾の地方行政も改定された結果として街庄が大規模に統廃合されることに伴った「錯視現象」なのかもしれない。ここでは、その程度の指摘にとどめておき、次節では末端機関の行政事務におけるもう一つの主体である警察問題について考察する。

2. 警察の一般行政支援—助長行政

一般的に警察による一般行政事務への支援を指す「助長行政」⁴¹は、近代日本警察制度

41 助長行政は文字通り行政を助けるという意味である。従って、警察による一般行政への支援を「助長行政支援事務」（行政を引立てるために支援する事務）や「助長事務援助」（台湾）、あるいは「特種勤務」や「特殊事務」（朝鮮）ともされているが、本稿では通称的な用例にならって助長行政と呼ぶ。

のもつ特徴でもある。それは、警察「本来の」業務に重点を置くイギリスなどのモデルではなく、内務行政に対して広範囲に介入するプロシア（ドイツ）などの警察モデルを取入れた近代日本の警察が基本的に「内務行政としての警察」という発展方向を選択した結果であった。即ち、1880年代前後、近代日本に確立された「内務行政としての警察」は行政兼務の警察（行政警察）を中心に置き、その結果、警察の権限が戸口、衛生、風俗、営業などの広範囲な行政の全ての領域に及ぶこととなる「行政警察中心主義」として現れた⁴²。要するに、助長行政は朝鮮、台湾、関東州、樺太など、日本帝国域内であれば普遍的に観察される現象であった。ただし、台湾警察の助長行政は介入範囲が極めて広く、介入の程度も大きかったものと思われる。

統治初期、台湾住民の抵抗と総督府による鎮圧過程で発生した混乱を収拾するために台湾総督府は警察力を持続的に拡張した（付表3参考）⁴³。問題は武力抵抗の鎮圧された1902年以降、すでに膨大となった警察力をどうするかということであった。論理的には警察力の縮小も可能であったが、台湾総督府は肥大した警察力を縮小させる代わりに、一般行政を活用する方向に進んだ。それに関して長期間にわたり台湾で官僚として生活をし、同時代の鋭い観察者でもあった持地六三郎は次のように述べている⁴⁴。

土匪鎮定と共に臺灣の形成は一變したり。今や八年間（1895年～1902年：筆者）土匪の爲めに攪亂せられ、荒廢に歸せしめられたる地方行政を整頓振作せざるべからず。徴税の成績を擧げざるべからず。道路を開修せざるべからず。殖産を奨励せざるべからず。而して又政府の直營に屬する土地調査、鐵道敷設等の事業に及ぶ丈の便宜を圖らざるべからず。然れども地方官が是等地方の政務を處理する上に於て、下級行政の補助機關たる街庄の組織如何と顧みるに、街庄役場の數は派出所の數の半にも及ばずして、（三十七年末に於て街庄役場四百六十九に對して派出所九百五十七あり、四十三年末に於て街庄役場四百五十五に對して派出所九百四十八あり）日本語を解せざる一人の街庄長及一人又は二人の書記が平均五六千人の人民を支配せざるべからず。之を奈何ぞ彼等に新政の宣傳及其實施の補助を望むを得んや。然らば則ち警察力を適當の程度に減少して街庄長制度を發達せしむべき乎と云ふに、既存の發達せる制度を破壊せんことは困難且不得策にして、新なる制度を建設せん事は啻に多額の費用

42 大日方純夫、「近代日本の警察—世界史のなかで」、『近現代日本と東アジア—警察、軍、戦争責任』（延世大國学研究員、〈海外学者招聘講演・討論会〉資料集）、2020年1月13日、5頁。

43 例えば、持地六三郎は「土匪處分は三十五年末の警察力を顧みるに、全島二十廳に於ける警察課の外に、九十七の支廳、九百九十二の派出所あり、警部百七十七人、警部補二百七十一人、巡查三千二百二十四人、巡查補（土人）千五百二十四人、警察費の總額無慮百八拾萬圓を算せり」と述べている（持地六三郎、『臺灣殖民政策』、富山房、1912、79頁）。

44 持地六三郎、『臺灣殖民政策』、79-80頁。

を要するのみならず、一朝一夕にして克くし得る所にあらざるなり、況んや警察制度の全島に普及し、其の補助機關たる保甲の組織周密にして、所謂警察網は全島を包括して些の缺漏を遺さざるものあるをや。

つまり、すでに肥大化した警察力をそのまま維持しつつ既存の行政機関の不備を警察力によって補完する方向に進むようになるということだ。警察による助長行政が特に台湾において発達した理由がよく説明されている。また、「大正九年地方制度改正以前に比し量的に多少の減少を見たが現在臺灣統治の大局よりして、又臺灣警察が身分臺帳たる戸口を所管して居る關係上からして、助長事務援助の範圍も廣汎ならざるを得ないのである。(中略)斯の警察の助長事務援助の効果は實に大なるものがあり臺灣警察の特色なりと謂ふべきである」とし、1932年の時点で台湾總督府警務局の觀察は助長行政の広範圍さと持続性をよくあらわしている⁴⁵。

その一方、朝鮮警察の場合、1910年代前半、地方行政機関の整備を十分に進めることのできていなかった状況において、憲兵と警察が助長行政に積極的に加担した。ただし、1910年代後半から徐々に助長行政への加担が少なくなる情況が觀察され⁴⁶、1919年の3.1運動勃発以降、助長行政はさらに抑制された。ただし、基層行政の細部にわたる警察の干渉という助長行政の本質は完全に消失せず、1920年代「警察の民衆化」キャンペーンや1930年代の農村振興運動など、時期によってその形態を変えながら続けられた⁴⁷。要するに、朝鮮警察は時期別に多少の振れ幅は見られるものの⁴⁸、助長行政をかなり積極的に遂

45 臺灣總督府警務局、『臺灣の警察』、1932、109頁。

46 例えば、寺内總督は1915年9月に憲兵大将・警務部長會議の席上での発言を見ると、地方行政機関が徐々に整備されつつあり、また、地方の開発に伴い警察本来の業務が顕著に増加しているため、以後の警察機関に関する制度を改編して従来の助長行政に割いてきた労力を分担し、本来の業務の一層の整頓と充実が必要であるという旨の訓示を行っていた(松田利彦、『日本の植民地支配と警察—1905～1945年』、校倉書房、2009、167-168頁)。

47 松田利彦、『日本の植民地支配と警察—1905～1945年』、168頁。

48 1926年、警察部長會議の席における政務總監の訓示は次の内容であった。「助長行政の援助は其の度を過ぐれば却つて禍害の因を爲すもので往年警察は援助の度を過ぎ干渉に互りたる非難もありましたので大正八年制度改正後援助を止むることに致してありますが漸次治平を見るに及び昨年の會議に於て援助の極端なる中絶は統治上不便もあるから助長行政官憲と連絡協調を保ち其の本文に悖らざる限り進んで援助し便宜を興ふべきことを訓示致してありますが今回山林行政制度等の改正もありましたので旁克く關係官憲と連絡を保ち一般警察事務に支障なき範圍に於て援助を爲されんことを望むのであります。氏心の歸一を圖る爲に産業の振興に依り民衆生活の安定を圖ることが刻下の急務であると信じます本年度より更新する産米増殖計劃の如きも一面より見れば此の趣旨に合致するのであります而して又此の實行には時に警察力の行使を要する場合もあることは従來の例に徴し明かしてありますので是亦当該官憲或は事業者と連絡を保つての要があります」(「政務總監訓

行していたと評価することができる⁴⁹。つまり、台湾と朝鮮の両地域では近代日本警察の共通した特質を受継ぎながらも、各々の植民地の状況に従い助長行政の強度において多少の違いが見られることとなったのかもしれない。

それならば、両地域における警察による助長行政の強度を数値で可視化することは可能であるか。完全な可視化は難しいであろうが、それを推測することのできる糸口は多少なり存在する。1937年 - 1938年に執筆されたと推測される伊藤泰吉（朝鮮総督府警務局図書課課長）の『朝鮮警察一斑』には「茲数年間の実績に徴して見るも毎年その〔助長行政に従事する〕延人員は二十万人内外で、一日平均五百五十人乃至六百人に上つてゐる。即ち警察官総数の約三%は常時斯る特殊事務に従事」と記されている⁵⁰。1937年時点での朝鮮警察は全20,640人（付表4参考）で、1日平均600人が助長行政に従事⁵¹していたと計算するならば、伊藤の陳述とほぼ同じの約3%という数値が算出される。

台湾警察の場合はどうであったか。まず、①植民地台湾警察の歴史を膨大な資料によって緻密に叙述している『臺灣總督府警察沿革誌』によると、1927年の台湾警察による助長行政は209,931件、442,108時間に上っていた⁵²。②1932年に刊行された『臺灣の警察』によれば、1931年の台湾巡査による助長行政は459,962時間で、それは1日8時間勤務の巡査が1年300日勤務すると仮定した場合、およそ191人に該当する⁵³。③1935年に刊行

示、警察部長會議席上にて、助長行政の援助、〔朝鮮新聞〕、1926年7月6日）つまり、寺内の訓示のあった1915年から政務総監の発言の行われる1925年まで、朝鮮総督府が助長行政への援助を相当に自制していたと見ることができる。

49 1935年、朝鮮警察の状況を伝える資料（朝鮮總督府警務局編、『朝鮮警察概要』、1936、38-39頁）は巡査1人当りの担当人口と担当面積の面において朝鮮の巡査が台湾、樺太、関東州などの地域の巡査に比べかなり劣悪な状況に置かれていたという点、また、朝鮮では警察署と駐在所の間、駐在所と駐在所の間の交通が不便であり、担当区域もやはり広大で、わずかな業務処理でも大きな労力と時間がかかるという点を吐露しながら「諸般の施設が過渡時代にある朝鮮では國境警備、沿岸警備、郵便護衛、執達吏事務、林野保護、民事争訴調、専賣事務等警察事務以外の執務多く、又助長行政の援助、思想善導其他施設を要するもの等日常の勤務頗る繁雜を極めて、實際の負擔率は尚倍加せられ、常に職員の不足を慙へつつある状態であります」と叙述している。それは朝鮮の巡査が自身の置かれている劣悪な状況への不満を吐露したものであると同時に、助長行政への参与が続けられていたということも伝えているものでもある。

50 松田利彦、『日本の植民地支配と警察—1905～1945年』、598頁；参考までに1929年～35年の「巡査特種勤務」の年間人員は、1929年に168,882人、1930年に168,034人、1931年に183,253人、1932年に197,458人、1933年に206,130人、1934年に211,483人、1935年に194,708人であった（朝鮮總督府警務局、『朝鮮警察概要』、1936、52-53頁）。

51 ただし、助長行政は警部以上の階級では通常は参与せず、巡査により遂行されるのが一般的であった。1937年、朝鮮の巡査は全19,257人であった（付表4を参考）。

52 臺灣總督府警務局、『臺灣總督府警察沿革誌1』、693頁。

53 臺灣總督府警務局、『臺灣の警察』、1932、109-110頁。

された『臺灣の警察』によると、1934年に台湾の巡査の「援助事務」時間は693,796時間で、それは1日8時間勤務の巡査が年間300日勤務すると仮定した場合、226人に該当する⁵⁴。④1938年に刊行された『臺灣總督府警察統計書』によると1937年に台湾の巡査が遂行した助長行政は759,044時間であった。1937年現在、平地勤務巡査の総員は5,243人、平地勤務巡査1人当りの助長行政時間は144.8時間であった。1日8時間勤務に換算した助長行政日数は94,881日で、1日8時間、1年を300日に換算した助長行政人員は316.2人であった⁵⁵。別の表現をすると、759,044時間は巡査316.2名が全日(full time)勤務したことと同じで、316.2人は全体の平地勤務の巡査5,243人の6.03%に該当する。つまり、台湾警察の助長行政は朝鮮警察による助長行政の少なくとも2倍であったと見ることができる⁵⁶。不完全な統計ではあるが、台湾巡査の助長行政への参与率は約6%、朝鮮巡査の助長行政参与率は約3%であったと仮定し、それらの末端機関の行政事務に投入された人員を算出すると次のようになる。

54 臺灣總督府警務局、『臺灣の警察』, 1932, 62-64頁。

55 臺灣總督府警務局『臺灣總督府警察統計書』(1937年版), 1938, 91-92頁。

56 「最小」という表現について次のように説明しておく。朝鮮警察の助長行政に関する統計は助長行政に動員された「延べ人員」のみを表したもので、具体的に何時間勤務をしたのかを示したものではない。1日1時間であろうが8時間であろうが、1日間の勤務をしたことに換算される可能性もある。従って、朝鮮警察が1日動員された場合、1日の最大値である8時間よりも勤務時間が短かったことを仮定するのが常識であるならば、「最小」という表現を用いるのが妥当であると考えられる(例えば、前述の1927年の台湾警察による助長行政は209,931件、442,108時間であったが、これは1件あたり2時間に過ぎない)。ただ、この比較において変数となりうるものが存在しないというわけではない。1)台湾の場合、平地勤務の巡査のみを対象とした統計であるのに対し、朝鮮の場合には警察官全体を対象にした統計であるため、計算にズレが発生する可能性があるという点、2)両地域の「助長行政」の範囲と内容についての判断がかなり異なるという点などである。台湾の場合、助長行政の範囲を土地、財務、専売、軍事、学事、産業、交通・通信、その他(社会事業、街庄事務、公益団体事務)に設定されていたが(『臺灣總督府警察統計書』(1937版)を参照)、朝鮮の場合には法廷取締り、監獄事務、執達吏事務、郵便保護、税関事務、専売事務、斃獣事務、森林取締りなどに設定されていた(『朝鮮警察概要』(1936)を参照)。

表7 街庄（台湾）事務と面（朝鮮）事務に投入された巡査⁵⁷

年度	台湾 巡査1	台湾 巡査2	朝鮮 巡査	街庄当り 巡査	面当り 巡査	街庄投入の 台湾巡査	面投入の 朝鮮巡査
1903	4,717			9.04		0.54	
1904	4,296			8.37		0.50	
1905	4,354	19,158		9.28		0.56	
1906	4,412			9.72		0.58	
1907	5,029			11.05		0.66	
1908	3,952			8.67		0.52	
1909	3,787			8.32		0.50	
1910	3,867	17,015	7,119	8.83		0.53	
1911	3,990		12,656	9.03		0.54	
1912	3,903		12,105	8.87	3.08	0.53	0.09
1913	4,682		12,508	10.55	3.34	0.63	0.10
1914	5,059		12,439	11.42	4.95	0.69	0.15
1915	6,503	28,613	12,308	15.05	4.90	0.90	0.15
1916	6,445		12,427	14.58	4.96	0.87	0.15
1917	6,864		12,324	15.60	4.92	0.93	0.15
1918	7,384		12,126	16.67	4.83	1.00	0.15
1919	6,941		14,322	16.07	5.71	0.96	0.17
平均						0.67	0.14
1920	7,407	32,591	17,103	26.36	6.82	1.58	0.21
1921	8,191		19,188	29.05	7.65	1.74	0.23
1922	7,712		19,188	27.35	7.65	1.64	0.23
1923	7,712		19,188	27.44	7.66	1.65	0.23
1924	7,371		17,188	28.46	6.86	1.71	0.21
1925	7,391	32,520	17,188	28.54	6.87	1.71	0.21
1926	6,903		17,188	27.18	6.87	1.63	0.21
1927	6,903		17,188	26.65	6.87	1.60	0.21
1928	7,050		17,383	27.12	6.97	1.63	0.21
1929	7,126		17,483	27.41	7.08	1.64	0.21
1930	7,205	31,702	17,483	27.82	7.09	1.67	0.21
1931	7,376		17,517	28.48	7.11	1.71	0.22
1932	7,399		18,076	29.02	7.34	1.74	0.22
1933	7,492		18,076	29.38	7.39	1.76	0.22
1934	7,468		18,070	29.40	7.55	1.76	0.23
1935	7,519	33,084	18,153	29.49	7.59	1.77	0.23
1936	7,544		18,422	29.94	7.76	1.80	0.24
1937	6,877		19,257	24.83	8.12	1.49	0.25
1938	7,154	31,478	20,326	26.69	8.59	1.60	0.26
1939	7,643		21,552	28.31	9.17	1.70	0.28
1940	7,646		21,592	28.85	9.24	1.73	0.28
平均（全年）						1.23	0.20
1941	6,967		19,937		8.54		0.26
1942	7,183		20,667		8.87		0.27

57 台湾の巡査は『統計書』（各年度）、朝鮮の巡査は松田利彦（『日本の朝鮮植民地支配と警察』、25-26頁）に従った。台湾巡査の場合、巡査部長、甲種巡査、乙種巡査、巡査、巡査補を含む数値であり、朝鮮の巡査の場合、1919年までは憲兵中の対面行政を担当していた上等兵（内地人）と憲兵補助員（朝鮮人）並びに巡査補（朝鮮人）を含む数値である。街庄事務に投入された台湾巡査は台湾巡査全体の6%、面事務に投入された朝鮮人巡査は全体の3%であったと仮定して算出した。「台湾巡査2」は朝鮮の人口が台湾の約4.4倍（全年度の平均）であり、「台湾巡査1」に4.4を掛けて朝鮮の人口規模に換算した。

上記の表を見ると、助長行政に投入された台湾巡査は全年度平均1.23人、朝鮮の巡査の場合は全年度平均0.20人であった。このような差異が発生するのは、第一に、両地域の人口を考慮に入れた警察力の相対的な規模では台湾が圧倒的に大きく（付表3、付表4参照）、第二に、その結果、両地域の街庄・面当りの巡査規模が顕著に異なり、第三に、助長行政に投入された規模が（前述した計算に従い、それぞれ6%と3%）異なったためである。いずれにせよ、上記の表で算出した数値を用いて前節で算出した「街庄当りの行政人員1」と「面当りの行政人員1」を修正したものは次の通りである。

表8 街庄当りの行政人員2（台湾）並びに面当りの行政人員2（朝鮮）

年度	台湾			朝鮮		
	街庄当り 行政人員1	街庄投入 台湾巡査	街庄当り 行政人員2	面当り 行政人員1	面投入 朝鮮巡査	面当り 行政人員2
1903	1.00	0.54	1.54			
1904	1.00	0.50	1.50			
1905	1.02	0.56	1.58			
1906	0.99	0.58	1.57			
1907	0.99	0.66	1.65			
1908	1.00	0.52	1.52			
1909	2.26	0.50	2.75			
1910	2.36	0.53	2.89			
1911	2.51	0.54	3.05			
1912	2.73	0.53	3.26	2.56	0.09	2.65
1913	2.73	0.63	3.36	2.82	0.10	2.92
1914	2.79	0.69	3.48	3.15	0.15	3.30
1915	2.75	0.90	3.65	3.53	0.15	3.68
1916	2.79	0.87	3.66	4.24	0.15	4.39
1917	2.81	0.93	3.74	4.80	0.15	4.95
1918	2.89	1.00	3.89	5.58	0.15	5.73
1919	3.05	0.96	4.01	5.74	0.17	5.94
平均	2.10	0.67	2.77	4.05	0.14	4.20
1920	7.03	1.58	8.61	7.03	0.21	7.24
1921	7.16	1.74	8.90	7.16	0.23	7.39
1922	7.19	1.64	8.83	7.19	0.23	7.42
1923	7.66	1.65	9.31	7.21	0.23	7.44
1924	7.78	1.71	9.49	7.33	0.21	7.54
1925	8.10	1.71	9.81	7.19	0.21	7.40
1926	8.15	1.63	9.78	7.33	0.21	7.54
1927	8.31	1.60	9.91	6.24	0.21	6.45
1928	8.49	1.63	10.12	6.75	0.21	6.96
1929	8.72	1.64	10.36	6.87	0.21	7.08
1930	8.80	1.67	10.47	6.89	0.21	7.10
1931	9.05	1.71	10.76	6.85	0.22	7.07
1932	9.11	1.74	10.85	6.86	0.22	7.08
1933	9.20	1.76	10.96	6.91	0.22	7.13
1934	9.48	1.76	11.24	7.16	0.23	7.39
1935	10.45	1.77	12.22	7.63	0.23	7.86

年度	台湾			朝鮮		
	街庄当り 行政人員 1	街庄投入 台湾巡査	街庄当り 行政人員 2	面当り 行政人員 1	面投入 朝鮮巡査	面当り 行政人員 2
1936	10.85	1.80	12.65	8.26	0.24	8.50
平均	8.56	1.69	10.25	7.11	0.22	7.33
1937	10.65	1.49	12.14	8.34	0.25	8.59
1938	11.68	1.60	13.28	8.43	0.26	8.69
1939	12.20	1.70	13.90	9.06	0.28	9.34
1940	12.72	1.73	14.45	9.58	0.28	9.86
平均	11.81	1.63	13.44	8.85	0.27	9.12

街庄事務に投入された台湾巡査と面事務に投入された朝鮮巡査を行政人員として計算し、その結果を第一節において考察した「街庄当りの行政人員 1」と「面当りの行政人員 1」に加えて求めた「街庄当りの行政人員 2」並びに「面当りの行政人員 2」を比較すると、1919 年までは 2.77 : 4.20、1919 年～1936 年は 10.25 : 7.33、1937 年～1940 年は 13.44 : 9.12 となった。巡査による助長行政の参与率に一定の違いがあったものの、第一節において比較した結果を大きく変える程度ではないと判断される。しかし、警察による助長行政はここで計算された数値に止まるものではない。その点について次節で検討していく。

3. 基層行政組織の編成と運用—保甲と洞里

統治初期、武力抵抗の頻発とそれによる社会混乱に対処するために台湾総督府は 1898 年に総督府評議会の審査、地方長官会議、日本の内閣での検討、天皇の裁可を経て 1898 年 8 月 31 日に律令（第 21 号）による〈保甲條例〉、府令（第 87 号）による〈保甲條例施行規則〉を公布し、保甲制を実施した⁵⁸。その基本的な目的は「地方の安寧を維持」することであった（〈保甲條例〉第 1 条）。

保甲組織もやはり 10 戸を 1 甲として甲長を置き、10 甲を 1 保として保正を置き（〈保甲條例施行規則〉第 1 条）、保と甲は匪賊や水害・火災からの防備のために壯丁團を置くことができ（〈保甲條例〉第 5 条）、連坐規定も設けた（〈保甲條例〉第 2 条）。保正と甲長、壯丁團団長と副団長などの保甲役員の人選資格は「一流の人物」として当該地域における「財産と名望を兼備えた者」と規定されており、「無給の名誉職」と規定されていた。

このように、本来「地方の安寧と維持」、すなわち警察業務の補助組織として成立した保甲が一般行政の補助組織に変貌した時期は 1904 年であった。1904 年の訓令第 222 号に

58 洪秋芬、「日據初期臺灣の保甲制度（1895-1903）」、『中央研究院近代史研究所集刊』21、1992、451 頁。

よって、廳長が保甲役員をして街庄長の事務を補助するようにできる旨を規定し、全島にわたり周密に組織された保甲が一般行政補助まで担当することになった⁵⁹。以後、1909年の〈保甲條例施行規則改正〉(府令第66号)を経てより制度化された保甲の一般行政補助⁶⁰は、基層行政運用における「伝家の宝刀」のように活用された⁶¹。

59 「訓令第222號」,『府報』1576號,1904年8月11日,15頁。保甲の一般行政補助が指示された背景には保甲の一般行政への参与がもたらした効果があった。訓令が出される以前の1903年の『府報』はペスト撲滅のための鼠族驅除について次のように伝えている。ペスト撲滅のために臺北廳、臺南廳などにおいて懸賞買収法あるいは義務捕鼠法を実施し、それを地方衛生組合や保甲團などに励行するようにした結果、1902年末現在、鼠族驅除の総数は701,286頭であった。各地の驅除成績は大変に良好であり、各廳に鼠族驅除方法を通達して同様のやり方で鼠族驅除を実施した結果、1903年前半期の6か月間の成績は2,242,190頭で、1ヵ月平均273,698頭に達することとなった(「鼠族驅除成績」,『府報』1425號,1903年11月6日,5-7頁)。1904年の総督府訓令は、1902年-1903年の鼠族驅除に表れた保甲制の威力を実感する結果であったと推測される。その一方で、街庄長の事務を監督していた官僚の提案に従った結果であったとも考えられる。例えば、1903年、基隆廳屬である古田種次郎の街庄視察復命書は街庄行政の改善処置として街庄書記の事務訓練を実施すること、街庄役場事務費を増やすこと、それに加えて「保正・甲長に街庄長を補佐させるようにすること」を要請している(佐藤正広,「日本統治初期における総督府の地方行政システムの形成—街庄および保甲の制度と実体」,340-341頁)。

60 「保正並びに甲長は區長の指揮を受け保内または甲内において區長の職務を補助執行する」(「保甲條例施行規則改正(府令第66號)」,『府報』2805號,1909年10月5日,12頁)。佐藤正広「日本統治初期における総督府の地方行政システムの形成—街庄および保甲の制度と実体」,330頁)によると、基隆廳所属の保甲が補助しなければならない業務の範囲は、1)法令の周知、2)産業統計資料の収集、3)戸籍上の移動届出、4)告知書並びに伝令書の配布、5)賦課物件並びに公学校協議費賦課調査、6)国籍、地方税、公学校協議費納付督促などであった。

61 警察系統の保甲と行政系統の街庄が協力し基層行政を実行する事例はつぶさに取上げることのできないほど多いが、『臺灣日日新報』において確認できるその一端を示すと次の通りとなる。「現在、街庄長と各保甲の連絡がたいへんに円滑であり、街庄行政を奨励し、整頓したため、下級行政がさらに進歩した」(「斗六街庄行政」,『臺灣日日新報』(漢文)1905年10月21日)。「臺北管内の街庄の戸口、物産並びに商工業関連の一切の事項は例年では街庄長が調査、集計し廳長に報告してきたが、今回、報告例が改定された。今年10月の国勢調査以降、人口異動に関する全てのことは保甲が支廳に報告し、支廳が再び本廳に報告することに変更された」(「街庄長報告例改正」,『臺灣日日新報』(漢文)1905年12月27日)。「本廳管轄内には従来38區が存在していたが、昨年10月から22區に縮小し、(中略)今年の事務費は総額で9,600円だけであった。それはなぜか。街庄の全ての事務を保正と甲長に補助するようにさせたため、事務が簡便になっただけでなく、その結果もまた大変に良いものであった。官有地の地租徴収だけを見ても保甲幹部が家ごとに納付を督促してまわり、丁寧に協力を依頼したため、結果を心配しなくてよかった。」(「街庄行政之良好」,『臺灣日日新報』(漢文)1906年12月30日)など。保甲が参与した一般行政事務の範囲とその効果についてはムン・ミョンギ,「日帝下台湾の保甲制度の財政的效果,1903~1938」(『中国近代史研究』75,2017)並びにムン・ミョンギ,「保甲制の東アジア」(118-119頁)を参照。

その一方で植民地朝鮮における末端機関以下の行政補助組織として活用されたのは區長であった。洞里的の小使役程度に過ぎなかった洞里長⁶²に代わり1918年に総督府は區長を置いたが、それはいわゆる洞里運営の二元構造を打破するためであった。つまり、伝統的支配秩序に根を持ち、親族秩序によってそのような秩序を維持しようとした^㉑士族中心の集団、そして小農的秩序に根を持つ近代教育の洗礼を受け、植民地行政機構によりその役割を与えられた^㉒新たに成長してきた集団が異質のまま共存する二重構造を解体するために、朝鮮総督府は「人民の父兄」としての資格をもつ洞里内の有志であると同時に面行政を十分に処理できる行政能力を持つ人物を新たな區長として任命しようとした。洞里内の有志を區長に選任することで區長の洞里運用の担当者（＝自治＝固有事務）という側面を面事務の補助執行者（＝支配＝委任事務）という側面に包摂しようとしたのだ⁶³。

しかし、村落内での長老＝有志によって主導される「村落政治」は、総督府の立場からは行政浸透を困難にする障害要因と見なされていたが、それを解体しようとする総督府の努力はそれ程成功しなかったものと思われる。例えば、區長制の導入にも拘らず、中流以下の人びとが主に區長に選任されたのだ⁶⁴。結果として、洞里運営の二元構造の解消に大きな進展はなかった⁶⁵。そのため、區長を現実に合わせて有給制に転換しようという主張⁶⁶、區長事務を一定の範囲内に調整し、洞里的有力者が區長として出てこられるよう

62 橋川順三（「區長制度改正論」、『朝鮮地方行政』4巻3号, 1925. 3, 50-55頁）は「區長を小使のように見なす態度が存在」し、そのため「機会さえあれば辞めようとすることは人情の当然の道理である」と述べている。

63 ユン・ヘドン、『地方と自治』, 226-235頁。その一方で、キム・イッハンは士族中心の集団（ユン・ヘドンの^㉑）を朝鮮時代の在地士族層を継いだ地域名家層と規定しており、面長、面里員並びに區長の多数を占有し、実務能力、教育並びに下級官僚として進出することで自らの社会的地位を積極的に上昇させていった集団（新興有力者層、ユン・ヘドンの^㉒）を朝鮮後期以来、邑治に居住しながら実務行政などに従事した中人層を継いだ社会階層として把握している（キム・イッハン、「1910年代日帝の地方支配政策—行政区画統廃合と面制を中心に」, 257頁）。

64 全利植（江原）（「區長の職務に就て」、『朝鮮地方行政』5巻3号, 1926. 3, 52-54頁）もやはり、洞里長から區長へと制度が変わったが、區長を「地方制度改定（1920年—筆者）の趣旨に符しないよう、しばしば面事務の雑役や使傭人と見なして」いたと指摘している。

65 ユン・ヘドン、『地方と自治』, 239頁。イ・ヨンギは全羅南道の長興郡蓉山面の事例を分析し、面単位の有力者の構成において郷校と面約のような伝統的組織を掌握している兩班勢力中心の伝統的有力者層、面單位に新たに構築された官僚行政体制を媒介に成長した官迎的有力者層、植民支配に抵抗しつつ面内で発言権を行使した抵抗的有力者層などの分離・共存を緻密に再構成しながら、それらの勢力の多様な政治行為の裏側では依然として伝統的權威秩序が無視することのできない現実的な力として作用していたと見ている（イ・ヨンギ、「日帝時期の面單位有力者の構成と地域政治—長興郡蓉山面の事例を中心に」, 『大東文化研究』, 67輯, 2009, 75-76頁）。

66 橋川順三（慶南）（「區長制度改正論」, 50-55頁。「區長の待遇を改善せよ」, 『朝鮮地方行政』6巻4号, 1927. 4, 44-45頁）。本来、有給制であった洞里長を無給化した処置は1914年から進め

な環境を醸成しなければならないという主張⁶⁷、1920年の地方制度改定の精神が「自治主義の涵養」にあるため、無給制を維持するとしても、その精神を生かしていかなければならないという主張⁶⁸などが提起されたが、状況は容易に変化しなかった⁶⁹。

植民地朝鮮において10戸・100戸単位に植民地住民を組織した隣保組織、換言すると台湾の保甲に相応する組織が本格的につくられたのは1939年の国民精神總動員朝鮮聯盟の公式組織である愛國班が強制的な「國民組織」に育成されてからであると見なすことができる⁷⁰。

られており、1913年度に968,881円であった洞里長の手当の総額が1916年には44,121円に急減していた。その一方で、面書記の給料の総額は1913年に535,272円で、1916年には768,442円に増加している(キム・イッハン、「1910年代日帝の地方支配政策—行政区画統廃合と面制を中心に」、250頁)。

67 全利植(江原)、「區長の職務に就て」、52-54頁。

68 矢島杉造(本府 地方課長)、「區長問題の研究」、『朝鮮地方行政』7巻2号、1928. 2、49-50頁。

69 洞里長を無給化する代わりに「新洞里」に區長を置くという処置をとったにもかかわらず、総督府は洞里運営に実質的な影響力を行使していた名望家層の存在にはほぼ手を付けられず、そのような状況には面長や區長に「親日的な新興有力者層」を登用し、末端権力を付与するとしても、それらの支配行為がそのまま洞里あるいは農民個人にまで貫徹することはできなかったものと考えられる。また、區長有給制の必要性は1930年代後半まで提起され続けていたが、総動員体制下において関連する行政業務が激増したことに伴い、區長の行政補助機構としての性格が強化された(キム・イッハン、「1910年代日帝の地方支配政策—行政区画統廃合と面制を中心に」、248-252頁)。結局、1942年1月に區長の処遇に関する最終的な合意がなされた、その結果、邑面費から區長に年2回の賞与金を支給するとし、担当戸数が60戸程度の場合には年100円が標準として定められた(ユン・ヘドン、『地方と自治』、236-237頁)。

70 1939年現在、国民精神總動員朝鮮連盟傘下の愛國班の数は318,924個、班員数は4,259,755人であった。愛國班が戸を単位に組織されていたことを考えると、その時点で朝鮮人のほとんどは愛國班員に編成されていたと言えよう(ユン・ヘドン、『地方と自治』、376頁)。当然、隣保組織としての朝鮮旧来の作統組織を統制と教化、さらには面行政の補助機関として活用しようという試みが特定の地域で行われることもあったが、少なくとも1920年代まではどの地域においても効果的に活用できていなかった(ユン・ヘドン、『地方と自治』、353頁)。ただ、1930年代から日本の五人組に倣った勤農共済組合の運営、農村振興會や共勵組合における五戸作統の活用、1937年の農村振興構成計画における作統組織の活用、江原道での5~10戸単位の農民契の組織などの経験は戦時期総力戦体制下での殖産契、愛國班組織という状況の前兆が無かったわけではないということだ(ユン・ヘドン、『地方と自治』、354-357頁)。また、キム・イッハンは全羅北道鎭安郡馬靈面に残っている洞里長(=區長)17人の履歴書綴りを用いて區長の性格を分析しているが、「経歴の面では半数程度は無経歴となっているが、経歴事項が記載されている人物は私立学校幹事、販売所職員、小売員の仲介人などの経歴所持者であるか、総督府の見取図作成、国勢調査などに参与した経歴、あるいは農事関係の指導員の経歴を持つ人物であったことがわかる」と説明し、「それは各洞里の區長が一般の面書記などの面吏員とは異なり、学力や経歴よりも洞里内の住民として当該地域

以上の内容を土台に、末端機関以下に編制されていた基層行政組織を比較したものと
して、表9と同様の結果が出た。また、表9を土台に末端機関の行政に参与した行政人員の
規模を総合して求めたものが表10である。

表9 保甲と洞里的の(補助)行政人員⁷¹

年度	保正 (a)	甲長(÷10) (b)	保甲幹部 (a+b)	區長 (洞里長)	保甲幹部 当り戸数	區長当り 戸数	保甲幹部当り 面積(km ²)	區長当り 面積(km ²)	街庄当り 保甲幹部	面当り 區長
1903	4,085	4,166	8,251		71				15.25	
1904	4,817	4,504	9,321		63				18.17	
1905	4,828	4,841	9,669		62		3.7		20.62	
1906	4,825	4,844	9,669		63				21.30	
1907	4,817	4,817	9,634		64				21.17	
1908	4,834	4,825	9,659		64				21.18	
1909	4,838	4,835	9,673		65				21.26	
1910	4,869	4,886	9,755		65		3.7		22.27	
1911	4,892	4,861	9,753		66				22.07	
1912	4,909	4,847	9,756	37,973	67	78		5.8	22.17	9.66
1913	4,927	4,849	9,776	31,206	67	98		7.1	22.02	8.33
1914	4,942	4,960	9,902	24,712	68	126			22.35	9.83
1915	4,944	4,851	9,795	23,790	69	131	3.7	9.3	22.67	9.47
1916	4,980	4,863	9,843	24,333	69	130			22.27	9.71
1917	4,997	4,871	9,868	24,522	70	131			22.43	9.79
1918	5,009	4,885	9,894	29,743	70	109			22.33	11.86
1919	5,072	4,940	10,012	29,836	70	109			23.18	11.89
1920	5,114	4,962	10,076	29,698	70	111	3.6	7.4	38.46	11.85
1921	5,125	4,963	10,088	29,455	71	112			38.36	11.75
1922	5,151	5,001	10,152	29,505	71	114			38.60	11.77
1923	5,154	5,006	10,160	29,676	72	115			38.63	11.85
1924	5,161	4,997	10,158	29,563	73	116			39.22	11.81
1925	5,161	5,012	10,173	29,045	74	124	3.5	7.6	39.28	11.60
1926	5,175	5,019	10,194	29,681	75	122			40.13	11.86
1927	5,182	5,021	10,203	29,873	76	121			39.39	11.93
1928	5,188	5,025	10,213	29,957	77	121			39.28	12.02
1929	5,197	5,034	10,231	30,045	79	122			39.35	12.17
1930	5,216	4,958	10,174	30,019	81	127	3.5	7.4	39.28	12.17

内で一定の基盤を確保している人物が配置されていたということを表しているもの」であると把握
している(キム・イッハン、「1930年代日帝の地方支配と面行政」, 243-247頁)。

71 保正と甲長の人員は『臺灣總督府警察統計書』(1910～1942年), 『臺灣總督府民政事務成績提
要』(1905～1909年), 『臺灣慣習記事』(1903～1904年)に従った。區長人員は『統計書』(各年
版)に従った。「甲長÷10」は甲長10人が1人の保正と同程度の業務を遂行すると見なしたもの
である。保甲組織の一部である壯丁團の團長と副團長はその性格上、主に警察「本来の」業務に従
事することで保甲幹部の計算からは除外した。また、1910年から実施された保甲書記については、
保正の役割を代行する存在とみなし計算から除外した。参考までに、保甲書記の設置は、前述の通
り、1909年10月から保甲幹部が區長の事務を補助するように規定が変更され、保甲幹部の業務が
急増したことに対応した処置であった(臺灣總督府, 『臺灣總督府民政事務成績提要』(第17版),
1912, 359頁)。

年度	保正 (a)	甲長(÷10) (b)	保甲幹部 (a+b)	區長 (洞里長)	保甲幹部 当り戸数	區長当り 戸数	保甲幹部当り 面積(km ²)	區長当り 面積(km ²)	街庄当り 保甲幹部	面当り 區長
1931	5,236	5,053	10,289	30,084	82	127			39.73	12.21
1932	5,295	5,103	10,398	30,244	84	129			40.78	12.27
1933	5,360	5,151	10,511	30,472	84	130			41.22	12.46
1934	5,383	5,178	10,561	30,582	86	131			41.58	12.78
1935	5,472	5,254	10,726	30,937	86	134	3.4	7.1	42.06	12.93
1936	5,306	5,302	10,608	31,224	89	134			42.10	13.15
1937	5,611	5,378	10,989	31,551	88	134			39.67	13.31
1938	5,649	5,391	11,040	31,696	89	135			41.19	13.40
1939	5,756	5,527	11,283	32,825	89	131			41.79	13.97
1940	5,812	5,577	11,389	39,083	91	113	3.2	5.6	42.98	16.72
1941	6,147	5,901	12,048	50,248	89	91	3.0	4.4	-	21.53
1942	6,167	5,892	12,059	51,618	93	93	3.0	4.3	-	22.16

表10 街庄当り行政人員3(台湾)並びに面当り行政人員3(朝鮮)

年度	台湾				朝鮮			
	街庄当り 行政人員1	街庄当り 行政人員2	街庄当り 保甲幹部	街庄当り 行政人員3	面当り 行政人員1	面当り 行政人員2	面当り 區長	面当り 行政人員3
1903	1.00	1.54	15.25	17.79				
1904	1.00	1.50	18.17	20.67				
1905	1.02	1.58	20.62	23.22				
1906	0.99	1.57	21.30	23.86				
1907	0.99	1.65	21.17	23.81				
1908	1.00	1.52	21.18	23.70				
1909	2.26	2.75	21.26	26.27				
1910	2.36	2.89	22.27	27.52				
1911	2.51	3.05	22.07	27.63				
1912	2.73	3.26	22.17	28.16	2.56	2.65	9.66	14.87
1913	2.73	3.36	22.02	28.11	2.82	2.92	8.33	14.07
1914	2.79	3.48	22.35	28.62	3.15	3.30	9.83	16.28
1915	2.75	3.65	22.67	29.07	3.53	3.68	9.47	16.68
1916	2.79	3.66	22.27	28.72	4.24	4.39	9.71	18.34
1917	2.81	3.74	22.43	28.98	4.80	4.95	9.79	19.54
1918	2.89	3.89	22.33	29.11	5.58	5.73	11.86	23.17
1919	3.05	4.01	23.18	30.24	5.74	5.94	11.89	23.57
平均	2.10	2.77	21.34	26.20	4.05	4.20	10.07	18.32
1920	7.03	8.61	38.46	54.10	7.03	7.24	11.85	26.12
1921	7.16	8.90	38.36	54.42	7.16	7.39	11.75	26.30
1922	7.19	8.83	38.60	54.62	7.19	7.42	11.77	26.38
1923	7.66	9.31	38.63	55.60	7.21	7.44	11.85	26.50
1924	7.78	9.49	39.22	56.49	7.33	7.54	11.81	26.68
1925	8.10	9.81	39.28	57.19	7.19	7.40	11.60	26.19
1926	8.15	9.78	40.13	58.06	7.33	7.54	11.86	26.73
1927	8.31	9.91	39.39	57.61	6.24	6.45	11.93	24.62
1928	8.49	10.12	39.28	57.89	6.75	6.96	12.02	25.73
1929	8.72	10.36	39.35	58.43	6.87	7.08	12.17	26.12
1930	8.80	10.47	39.28	58.55	6.89	7.10	12.17	26.16
1931	9.05	10.76	39.73	59.54	6.85	7.07	12.21	26.13
1932	9.11	10.85	40.78	60.74	6.86	7.08	12.27	26.21
1933	9.20	10.96	41.22	61.38	6.91	7.13	12.46	26.50
1934	9.48	11.24	41.58	62.30	7.16	7.39	12.78	27.33

年度	台湾				朝鮮			
	街庄当り 行政人員 1	街庄当り 行政人員 2	街庄当り 保甲幹部	街庄当り 行政人員 3	面当り 行政人員 1	面当り 行政人員 2	面当り 區長	面当り 行政人員 3
1935	10.45	12.22	42.06	64.73	7.63	7.86	12.93	28.42
1936	10.85	12.65	42.10	65.60	8.26	8.50	13.15	29.91
平均	8.56	10.25	39.85	58.66	7.11	7.33	12.15	26.59
1937	10.65	12.14	39.67	62.46	8.34	8.59	13.31	30.24
1938	11.68	13.28	41.19	66.15	8.43	8.69	13.40	30.52
1939	12.20	13.90	41.79	67.89	9.06	9.34	13.97	32.37
1940	12.72	14.45	42.98	70.15	9.58	9.86	16.72	36.16
平均	11.81	13.44	41.41	66.66	8.85	9.12	14.35	32.32

第一節と第二節で考察した結果、末端行政の行政人員の側面で台湾と朝鮮は本質的な違いが見えなかった。しかし、保甲と區長を行政人員として見なした場合、その算出結果は全く異なる。保甲幹部と區長を含む末端機関の行政人員である「街庄当りの行政人員 3」と「面当りの行政人員 3」を見ると、1919年までは26:18、1919年～1936年には59:27、1937年～1940年の間には67:32となった。全体的に街庄当りの行政人員が面当りの行政人員を大きく上回っていたことがわかる。つまり、保甲幹部の基層行政での貢献を積極的に評価するならば、日帝下台湾社会は統治開始より10年あまり過ぎた時点から（植民地朝鮮の）戦時体制にほぼ匹敵する細やかな行政人員配置を経験したということになる。実際に日清戦争を契機として戦時体制への突入以降から台湾総督府は日本内地の大政翼賛會の組織に合わせて臺灣大政翼賛會を組織したが、下部組織は（植民地朝鮮が愛國班を新たに「創設」しなければならなかったのに対し）既存の保区域に部落會を置き、「甲」区域への奉公班（朝鮮の愛國班に該当）の設置で十分だった⁷²。

そうであるならば、保甲幹部と區長は同程度の行政効率を見せていたのかが問題となる。この問題に関して注目されることが二点ある。まず、誰が保甲幹部または區長になったのかという点だ。もう一つは、両地域の総督府は共通して、該当地域に住所を置く者として「財産と名望」を備えた「一流の人物」を保甲幹部と區長に任命することを要求し

72 近藤正己の指摘による（『総力戦と台湾』、刀水書房、1996、361頁）。1940年に國民精神總動員運動（精動運動）の再建過程でも部落内の指導者と「甲」ごとに組織された實踐班の代表者に部落振興會の常會を開催させるようにするなど、末端組織は保甲組織に近い形で組織されたことに止まっている（近藤正己、『総力戦と台湾』、刀水書房、1996、361頁）。また、日中戦争直前の1936年に小林踏造総督の赴任に合わせて進められた皇民化運動においても「近来全島に普及した部落振興運動、その中でも日本語普及を（中略）さらに助長するに際しては本島社会に確固たる根を降ろした保甲制と協調しつつ推進」した（近藤正己、前掲書、158頁）。1945年6月17日に至りようやく保甲制度を廃止し、1936年から組織されていた部落振興會が保甲組織に代替されるようになる。しかし、1936年以降、組織が開始された時点から部落振興會は基本的に保を単位としていたため、保甲制の廃止は名称の変更に過ぎなかった（施添福、『蘭陽平原的傳統聚落』、70-71頁）。

たという点だ。それはやはり村の指導者が自治的に村内部の公共的事務を処理する明治維新以前の日本の旧慣と、それを最大限活用した明治維新以来の地方制度改定の経験に端緒をもつ要求であったことは言うまでもないが⁷³、台湾においては保甲幹部に「一流の人物」を置くことに一定の成功を取めたのに対し⁷⁴、朝鮮では少なくとも1930年代半ばまでは成功的ではなかったと考えられる⁷⁵。つまり、郷村社会内に影響力をもつ存在を行政機構の末端に置くことで、植民地権力の政策意志や要求を基層にまで円滑に貫徹するためには地方有力者の包摂と活用が鍵であったが、両地域においてその結果は全く異なっていた。

さらに、「近代国家」としての植民地権力が植民地の基層社会に対して多様な要求を委任事務という形態で末端機関とそれ以下の郷村社会に落とし込んだ場合、郷村社会は当然それに抵抗することになるのである。そのような下からの抵抗と反発を抑え、植民地権力の意志を貫徹するための強制力は植民地状況では結局は警察力が提供することになる。付表3並びに付表4を見ると、警察官署当りの担当面積は台湾が24km²、朝鮮が94km²であり、警察1人当りの担当人口は台湾が550人、朝鮮が1,119人であり、1人当りの警察費は台湾が2.05円、朝鮮が1.02円、km²当りの警察費は台湾が260円、朝鮮が90円であった(全て平均基準)。絶対的な警察人員・警察官署・警察費の規模は朝鮮側が遥かに多いが、面積は朝鮮が台湾の約4.4倍という点を考慮すると、台湾側が単位人口・面積当りの警察人員・警察官署の配置面において概ね朝鮮の2～3倍程度は周密であり、それに従う単位人口・面積当りの経費もやはり台湾側が2～3倍程度多く支出していた。

そのような(警察人員・警察官署並びに警察費を総合した)警察力の密度の違いは単純に台湾の警察力が朝鮮よりもすぐれていたという事実以上に、植民地基層行政組織の編成自体を質的に別の形で作り上げた。台湾の場合、保甲組織を末端の警察機構(=派出所)と緊密に連携させることにより基層組織の一挙手一投足を監視・統制することが可能であり⁷⁶、保甲組織への持続的・効率的な指揮・統制を可能とすることで保甲制の制度的安定

73 「區長の待遇を改善せよ」、『朝鮮地方行政』6巻4号, 1927. 4, 44頁。

74 ムン・ミョンギ, 「日帝下台湾保甲制度の制度的効果, 1903～1938」, 39-47頁。

75 1930年代初頭から実施された農村振興運動は実際には農村振興會による面以来の地域単位に対する直接的な支配の達成という政策目的をもったものであり、1930年代前半には農民層からの支持基盤の確保と農民層担当者の確保という前提条件を充足させることができなかったが、1935年以降に朝鮮のほぼ全土に農村振興會が組織され、地域単位でも徐々に旧洞里に統一されていく様相を見せ、農家更生運動と中堅人物の養成によって洞里支配のための基盤を確保していったと見られる(キム・イッハン, 「日帝の洞里支配と『農村振興會』」, 『民族問題研究』12(1996年秋号)1996, 39頁)。この時期の養成された「中堅人物」は普通學校卒業者で、自作・自小作農を対象にしたものであったが、特に戦時期に入るとそれら中堅人物が戦時動員政策の中心課題である米穀公出や労働者動員から區長や部落聯盟理事長として(面職員や巡査とともに)重要な役割を担うこととなった(松本植祝, 『朝鮮農村の〈植民地近代〉経験』, 2005)。

76 警察と保甲の緊密な関係についてはムン・ミョンギ(「保甲の東アジア」, 115-119頁)を参照。

性を大きく高め、さらには基層行政にも効果的に介入することができた。台湾の統治に「警察国家」の理想が実現された⁷⁷、あるいは「台湾における警察と保甲の力を借りなければいかなることも行うのは難しいということが現在の状況」⁷⁸である、または「台湾統治が成功したのは半分は保甲制度のおかげ」などのように評価される理由がそこにあるのだ⁷⁹。

当然、植民地朝鮮においても1920年代以降（保甲制度が具現したことのある）「民衆の警察化」が推進された。総じて洞里を基準に1戸当たり1人を送り出す保安組合・安全組合・自警団などの組織が実施され、1923年8月までに約12,000組、140万人が「警察協力団体」として編成されもした（1923年の朝鮮の総人口は18,265,757人の約7.6%）。しかし概ね「指導が混乱しているところで、自衛心が欠如し、有名無実なものとして終わってしまうという結果」を招いた⁸⁰。別の言い方をすれば、保甲制に見られたような警察と民衆の「一体化」はほとんど起こらなかった。要するに、植民地台湾の場合は一般行政系統と警察系統が有機的に統合され、警察系統が一般行政に積極的・効果的に介入することが可能であった一方で⁸¹、植民地朝鮮では警察系統による一般行政への介入は相対的に、より制限されたものであり、その場の必要に応じた断続的な介入にとどまっていた⁸²。

77 持地六三郎、『臺灣殖民政策』、68頁。

78 矢内原忠雄、『帝國主義下の臺灣』、岩波書店、1988（1929）、175頁。

79 中島利郎・吉原文司編、『鷺巢敦哉著作集Ⅲ』、綠蔭書房、2000（原題：鷺巢敦哉、『臺灣保甲皇民化讀本』、臺灣警察協會、1941〔第3版〕）、120頁；1915年から1921年まで民政長官（1920年、官制改定以降は総務長官）を歴任した下村宏は朝鮮の状況に言及し、朝鮮における各方面での事業不振の理由が「内務と警察の間に十分な協調がなされていないためである」（下線は筆者）であるとして、朝鮮における「台湾での（公的）経験のあるものは台湾（警察制度）の重要性をよく理解して」おり、「台湾にいた後に朝鮮に来て働いている者は嘆息している」と述べている（「下村宏総務長官の訓示」、『臺灣警察協會雜誌』49、7頁。藍奕青、『帝國之守』、226頁より再引用）。また、下村は朝鮮を視察した後、朝鮮の制度の中で内務と警察が円滑に協調できずにいる主な原因は警察と保甲が分離されているためであると診断した（鷺巢敦哉、『臺灣警察四十年史話』、中島利郎・吉原文司編、『鷺巢敦哉著作集』（Ⅱ）、綠蔭書房、2000、133頁）。朝鮮に存在しない保甲に言及したことは疑問であるが、下村のいうところの保甲が「警察補助組織」を意味するものであるとすれば、下村の観察は台湾と朝鮮の違いがどこにあったのかを鮮明に表していることになる。

80 松田利彦、『日本の植民地支配と警察』、480-485頁。

81 藍奕青はこれを「警察と民政の合一」とであると表現している（藍奕青、『帝國之守』、46頁）。

82 1930年代の朝鮮警察による一般行政への介入については松田利彦（『日本の植民地支配と警察』、575-593頁）を参照。

おわりに—基層行政における制度的力量の差異

外来権力であれ、土着権力であれ(植民地権力を含む)近代国家はその属性上、領域内の人的・物的支援による効果的な収取を通じて人民と土地に対する支配力の強化を常に試みていたとするならば、実際の植民地権力と植民地人民が直接接触し、衝突していた領域⁸³は末端機関(台湾の街庄、朝鮮の面)以来の基層社会であったということになる。本稿で見てきたように、台湾総督府は保甲制という制度的装置を創出し、基層社会の有力者出身の保甲幹部を基層行政に積極的に動員することにより総督府の政策と意思を植民地の最末端まで貫徹するにあたり大きな成功を収めた⁸⁴。それほど徹底した基層社会の掌握と統制は世界の植民地史において前例のない、全くの例外的な現象であったといっても過言ではない⁸⁵。

その一方で、朝鮮総督府は少なくとも1930年代半ばまでは洞里的な掌握に成功できておらず、台湾の保甲制のような基層行政組織を戦時体制期に入ってようやく作り出すことができた。そのような基層行政組織の制度的編制における違いとそれによる行政効率の違いは(本稿において見てきたように)同時代の植民地官僚の目には鮮明に対比されていたであろうが⁸⁶、そのような観察は必ずしも同時代の観察者だけに限定されていたわけではないように思える。

植民地教育史分野において優れた研究を行ってきた駒込武は(台湾と朝鮮の私立学校に対する両総督府の措置を比較しながら)「一般的に総督府は『朝鮮では極端に振舞い、台

83 「権力の非対称関係の中で压制、不平等、耐え難い葛藤に満ちた相互交渉が展開される舞台」である‘contact zone’は当然ながら‘conflict zone’でもあった(ムン・ミョンギ,「帝国主義研究と帝国史研究を引継ぐということ」-駒込武,『世界史のなかの臺灣植民地支配—臺南長老教中學校からの視座』(岩波書店, 2015)を読んで,『東方學史』, 19頁)。

84 台湾総督府の基層社会、さらには個別の人民に対する情報・知識の掌握は牛籍簿の作成に克明に表れている。台湾南部の保甲書記の多くは牛籍簿の登録業務も担っていたが、保内の農民は自らが育てた牛を牛籍簿に登録しなければならず、牛を売る際には保甲事務所に行き保甲書記に「牛籍異動届」を提出した後、派出所の捺印を受ける必要があった。新たに牛を購入した保甲民はやはり管轄の保甲事務所に行き該当の牛を入籍させなければならなかった(蔡慧玉,「日治時期臺灣保甲書記初探, 1911-1945」,『臺灣史研究』1-2, 1994, 11-12頁)。

85 姚人多,「認識臺灣—知識・権力與日本在台之殖民治理性」,『臺灣社會研究季刊』42, 2001, 136頁。

86 持地六三郎は「(前略)朝鮮の諸般の行政は臺灣の如く周到なる能はず極めて粗放なる行政で満足せざるを得ないのである」とも述べており(持地六三郎,『日本植民地經濟論』,東京:改造社, 1926, 113頁)、台湾の經濟史学者である張漢裕もまた、「(植民地台湾において)財政負担は大きかったが、行政効率は低くなかった。それはすなわち近代植民地財政の本領である」と指摘している(張漢裕,『日據時代臺灣經濟之演變』(臺灣經濟史二集),臺灣銀行, 1955, 162頁)。

湾では穏健的であった』というイメージであるが、実際は（私立学校政策という側面からみると）朝鮮総督府は朝鮮人に対して相当な譲歩をしており、台湾総督府ははるかに強硬な措置を取っていた」と指摘している⁸⁷。また、台湾の社会学者である姚人多は「警察、保正、あるいは調査員が家に来て戸口調査を行う際、台湾人は（事実を）言わないでいることはできたのか」と問うならば、（物理的暴力は行使されないにせよ）植民地住民に対して（統治に必要な情報を）吐露させるように仕向ける権力は、（物理的暴力に依存してのみ）植民地住民の声を抑圧することのできる権力よりもはるかに「陰険で狡猾であり、抵抗することが困難なもの」であると主張している⁸⁸。それらの指摘をみると、朝鮮総督府と植民地社会の相互関係や相互作用に関しては依然として検討の余地があるということではないだろうか。

ただ、両者の相互関係や相互作用についての観察は（本報告者がその一端を見た）数量的接近（あるいは植民地権力が保有した「基盤権力の大きさや強度」）だけでは完全に理解しえない側面が明らかに存在するだろう。支配というものが「被支配」による「支配の同意」と不可分の関係にあるとするならば、二つの植民地において展開された「同意の組織化」の方法と内容にも多少の関心を傾ける必要があるだろう。グラムシの表現を借りるならば、国家は「強制力という装いをしたヘゲモニー」であり、①二つの植民地権力がどのような方法で（＝どのような制度的配置を駆使して）、そしてどの程度の強制力を行使したのかという問題とともに、②どのように同意を組織化しようとし、植民地社会はどのように対応したのかを追跡しなければ、植民地の国家－社会関係をより正確に理解することができないように思われる⁸⁹。この点について本稿では全く触れることができなかったが、今後の課題としたい⁹⁰。

87 第12研究（研究代表者 水谷智）、「記録：『世界史のなかの臺灣植民地支配』をどう讀むか—木畑洋一・廉雲玉・田中智子の視点を中心に」、『社會科學』48-1（京都：同志社大學），2018，89頁。

88 そのような面で植民地は「告白する社会」である（姚人多，「認識臺灣—知識・権力與日本在台之殖民治理性」，176頁）。筆者もやはりその点に関して「警察力を前面に押し立てた強力な暴力装置、保甲民の強制的な動員に伴う民怨までも緻密な計算によって適正な水準で管理しようと考えていた『有能な』総督府官僚、そして『乱世の百姓』よりもむしろ『盛世の犬』になろうと叫ぶ地域エリートに包囲された台湾人にとって、馴致と協力以外の他にどのような選択肢があったというのか」と述べている（ムン・ミョンギ，「日帝下台湾保甲制度の財政的効果，1903～1938」，62頁）。

89 グラムシのヘゲモニー概念は松原裕作の論考を参考にした（松澤裕作，『明治地方自治体制の起源』，東京大学出版会，2009，10-12頁）。

90 その点に関して、大雑把ではあるがアイデアとして浮かんできた考えを整理すると、

①植民地朝鮮での「同意の組織化」は植民地台湾のそれに比べはるかに難しい課題であった可能性がある。清代の台湾においては回避制に因って台湾出身者が台湾では官僚になることが不可能であり、科挙制度の導入が遅れたため官僚になる者も極僅かだった。つまり、科挙制度を媒介しての政治権力への参入自体がごく僅かであったということだ。従って、植民地化により国家権力

が交代する局面では、官職に象徴される「政治権力」の喪失を、朝鮮の地域エリート(兩班/在地士族)に比して、敏感に受入れていた可能性は高くはない。植民地朝鮮では(戦前日本とは異なり)地方議会制度が設置されておらず、新教育を拒否する地方有志=旧知識人=在村兩班の社会的役割を制度化することができず(松本武祝、チョン・スンジン、「近代韓国村落の重層性と日本モデル—社会的動員と‘伝統の創造’概念を中心に」、217-218頁)、植民地台湾でも地方議会制度が設置されなかったのは同様であった(むしろ、官選と民選の構成比率などの地方議会の設立方式や植民地住民の参加比率などでは台湾がはるかに苛酷であった。これに関しては次の研究を参照した。キム・ドンミョン、『支配と協力—日本帝国主義と植民地朝鮮における政治参加』、歴史空間、2018;若林正文、「諸帝国の周縁を生き抜く—台湾史における辺境ダイナミズムと地域主体性」、川喜田敦子・西芳実編著、『歴史としてのレジリエンス—戦争・独立・災害』、京都大学出版会、2016;野口真弘、『植民地台湾の自治—自律的空間への意思』、早稲田大学出版部、2017)。それだけでなく、植民地時代の官吏の内(民族別の区分を正確に把握できない面里員を除く)朝鮮人の比率は概ね40%代と高い水準で、1942年には48.9%にまで達した(キム・ジェホ、「第8章:政府部門」、キム・ナクニョン編、『韓国の長期統計:国民計定1911-2010』(改訂版)、ソウル大校出版文化院、2012、189-190頁)。植民地台湾の官公吏の構成は1945年初頭に勅任した161人中、台湾人1人(臺北帝大醫大教授・杜聰明)、主任官2,121人中、台湾人29人(1.4%)、判任官21,298人中、台湾人3,726人(17.6%)程度と劣悪な状況であった(吳文星、『日治時期臺灣の社會領導階層』、五南、2008、174頁)。1942年に勅任官172人中、朝鮮人39人(22.7%)、主任官3,271人中、朝鮮人451人(13.8%)、判任官74,201人中、朝鮮人27,286人(36.8%)程度と台湾に比べると状況は良かったが(キム・ナクニョン編、『韓国の長期統計:国民計定1911-2010』、597-599頁)、朝鮮人の官職への「渴望」を容易に解消させる性質のものではなかったのだ。

- ②植民地朝鮮では植民地化の以前から強固な身分秩序が長期にわたり確固として根付いていた。その一方で、植民地台湾では事実上解体しなければならない身分秩序自体がほぼ存在しなかった。階層に立脚した身分秩序を共有し、全国的に均一の(朱子学的)世界観を共有する伝統的支配層の「横断的な凝集力」においても台湾と朝鮮は大きな違いを見せていたと思われる。その結果、朝鮮総督府が異質な世界観と文明観によって支配を正当化しようとする際には(台湾総督府より)いっそう困難であったと考えられる。
- ③朝鮮郷村社会内に強力な身分秩序集団が持続していたならば、例えば、植民地権力により課された赴役のような各種負担も差等があり不公平に行われていた可能性が高いのではないかと(台湾と朝鮮における赴役問題についてはムン・ミョンギ、「日帝下台湾保甲制度の財政的効果、1903～1938」〈補論〉を参照)。「面制の実施以来、部落は顕著にその機能を失うこととなった。所有財産は面に奪われ、自治行為は面長の職権となり、それだけでなく、部落は互に分合して新しく洞里となってしまった。(中略)部落を認めるということはむしろ面治の観念を阻害することが憂慮されなくもなし、部落云謂を忌避する吏務家も、行政区画を基準にした諸般の施策と計画は結局のところ面長、區長らを経て部落にもたらされるという習慣があった。賦役としての桑苗の配布にいたるまで、そのような形の政策が運用されない例はない」(李覺鍾、「部落の社會的研究」、『新民』64、1931、71-72頁;ユン・ヘドン、『地方と自治』、203頁より再引用)。引用文からもわかるように、大概が村落単位で賦課されていたが、村落内において賦役負担をどのように

[附表]

付表1 内地（日本）・台湾・朝鮮の各級行政機関

	内地（日本）	台湾	朝鮮
広域（行政）機関	都道府縣	縣廳→廳→州廳	道
中間（行政）機関	郡	辨務署→支廳→郡	府郡（島）
末端（行政）機関	町村	街庄→區→街庄	面
基層行政組織	區 / 部落 ⁹¹	保甲	洞里

割当てののかについて、朝鮮総督府が直接介入しなかったならば、その負担の分配は（保甲制並びに警察機構によって負担が徹底的に管理されていた植民地台湾に比して）既存の村落内部の秩序を反映していたということであり、結果的に不公平な割当てであったという蓋然性もなくはなかった。植民地権力による各種の負担の要求が不公平に、差別的に執行されていたならば、植民地権力が基層社会において自らの権力の正当性を主張する根拠もそれと同じく貧弱になっていくのではないだろうか。

一方、そうであるならば保甲幹部に代表される台湾の地方有力者は所属の保甲民をどのように動員したのか。現在ではその問題を把握することのできる糸口は確保できていないが、20世紀の台湾村落社会の構造への理解が多少は助けになるかもしれない。1930年代から1970年代までの台湾の村落社会を観察した人類学者によると、その時期の台湾村落は支配的な姓氏の存在是非を基準に一姓村、主姓村、雑姓村に分類される。一姓村はひとつの姓氏が村落住民の50%以上を占め、その集団が村落内で主導的な影響力を行使する村落である。主姓村はひとつの姓氏が村落住民の50%に満たないものの、2位の姓氏に比して2倍以上も多く、他の姓氏よりも優位を占める村落である。雑姓村はどの姓氏も優位を占めることができず、複数の姓氏が共存する村落を指す。当該時期の一姓村の比率は全体村落の約50%、主姓村は全体村落の40%を占めていた。つまり、村落内で比較的に主導的な影響力を行使する姓氏が存在した村落は全体の90%前後を占めていたということになる。姓氏に伴うそうした村落の分布は、大陸から台湾に渡り開発に従事する過程で福建・広東など華南地方の従属的な秩序が自然に意識された結果でもあった。また、時間差を置いて大陸から台湾に移住する過程で、既に台湾での定着に成功した同姓の居住地域を中心に後から来る移住民が居住していたという傾向が反映されたものでもあった（林美容、「一姓村・主姓村與雑姓村—臺灣漢人聚落形態的分類」、『臺灣史田野研究通訊』18, 1991, 11-30頁）。1928年に刊行された『臺灣在籍漢民族郷貫別調査』（臺灣總督府 官房調査課）に記載された街庄別「優勢族群」の状況を見ると、清代から客家出身の開墾集団の形成で有名だった竹東郡北埔庄の場合、8,800人の住民中に福建の出身は一人もおらず、すべて広東出身で、その反対に（清代から）福建出身が早くから移住して定着していた台湾中部の大甲郡龍井庄では12,900人の住民のうち、広東出身は一人もなく、全て福建出身であった（許世融、「臺灣最早的漢人祖籍別與族群分布」, 115頁）。1920年～1970年代まで姓氏にしたがった村落の分布がそうであったとすると、それ以前の時期の村落構造はそれと同じか、さらに強化されていたと考えられる。そうであるならば、一姓村あるいは主姓村内において実質的な影響力を行使した地域有力者は一姓または主姓にあたる宗族の指導者であった可能性が高い。従って、台湾総督府がそれらの宗族指導者の包摂に一定の成功を収めていたならば、宗族秩序を形成していたそれらの姓氏の構成員を動員することは（例えば、雑姓村よりも）はるかに容易ではなかっただろうか。

91 「日本の地方制度と比較するならば、（保甲は）町村に含まれる區や部落などと類似の機能をし

付表2 台湾・朝鮮の戸口と人口⁹²

年度	台湾		朝鮮	
	戸口	人口	戸口	人口
1902	584,672	2,972,955		
1903	587,829	2,998,178		
1904	591,318	3,045,861		
1905	600,635	3,123,302		
1906	607,059	3,156,706		
1907	612,764	3,186,373		
1908	618,076	3,213,996		
1909	624,960	3,249,793		
1910	634,518	3,299,493	2,804,103	15,474,093
1911	645,454	3,369,270	2,879,870	15,666,102
1912	655,567	3,435,170	2,959,968	15,866,837
1913	665,812	3,502,173	3,045,586	16,070,177
1914	673,173	3,554,353	3,121,781	16,276,182
1915	673,555	3,569,842	3,117,962	16,484,895
1916	678,511	3,596,109	3,167,362	16,712,480
1917	688,024	3,646,529	3,205,767	16,913,909
1918	692,394	3,669,687	3,237,961	17,117,678
1919	700,924	3,714,899	3,255,551	17,323,970
1920	709,026	3,757,838	3,292,979	17,532,731
1921	718,317	3,835,811	3,308,614	17,747,352
1922	725,779	3,904,692	3,359,552	18,005,686
1923	733,597	3,976,098	3,404,181	18,265,757
1924	740,238	4,041,702	3,433,081	18,529,596
1925	754,084	4,147,462	3,609,624	18,797,267
1926	765,660	4,241,759	3,614,505	19,088,719
1927	777,240	4,337,000	3,618,089	19,365,048
1928	789,695	4,438,084	3,626,889	19,645,573
1929	803,666	4,548,750	3,661,118	19,930,153
1930	820,889	4,679,066	3,821,564	20,218,845
1931	839,856	4,803,976	3,831,179	20,520,802
1932	867,977	4,929,962	3,912,121	20,854,906
1933	885,473	5,060,507	3,952,049	21,194,479
1934	905,519	5,194,980	4,010,606	21,539,558
1935	924,669	5,315,642	4,142,976	21,890,246

ているということだ」と述べられており、本稿ではこれに従った（佐藤正広、「日本統治初期における総督府の地方行政システムの形成—街庄および保甲の制度と実体」, 331頁）。当然、その際の「部落」は「被差別部落」ではなく、町村制が実施された後に村に統合された大字村、小字村などの「部分村落」という意味で使われる用例に従った（ユン・ヘドン、『支配と自治』, 193頁）。

92 溝口敏行・梅村又次編、『旧日本植民地経済統計—推計と分析』, 東洋経済新報社, 1988, 256頁。ただし、1939年～1942年の台湾戸数と人口は『統計書』（各年度）、1939年の朝鮮戸口は『統計年報』（各年度版）、1939年～1942年の朝鮮の人口はキム・ナクニョン（『韓国の長期統計—国民計定1911-2010』, ソウル大學出版文化院, 2012, 518-519頁）に従った。

年度	台湾		朝鮮	
	戸口	人口	戸口	人口
1936	945,115	5,451,863	4,178,929	22,273,235
1937	968,519	5,609,042	4,227,117	22,535,630
1938	987,374	5,746,959	4,271,308	22,801,118
1939	1,007,624	5,895,854	4,296,524	24,034,000
1940	1,038,883	6,077,478	4,409,950	24,327,000

付表3 植民地台湾の面積・人口と警察力・警察費⁹³

年度	面積 (km ²)	人口 (千名)	警察 人員 (名)	警察 官署 (所)	警察 官署当り 担当面積 (km ²)	警察 1人当り 担当人口 (名)	警察 1人当り 担当面積 (km ²)	警察費 (千円)	人口 1人当り 警察費 (円)	km ² 当り 警察費 (円)
1910	35,961	3,299	6,616	1,051	34	499	5.44	3,892	1.18	108.1
1911		3,369	7,201	1,051	34	468	4.99	5,312	1.58	147.6
1912		3,435	6,922	1,055	34	496				
1913		3,502	8,047	1,055	34	435				
1914		3,554	7,671	1,062	34	463	4.69	7,098	2.00	197.2
1915		3,570	7,142	1,776	20	500				
1916		3,596	7,103	1,835	20	506				
1917		3,647	7,535	1,849	20	484				
1918		3,670	7,535	1,849	20	487				
1919		3,715	7,587	1,826	20	490	4.74	6,038	1.63	167.7
1920		3,758	7,412	1,823	20	507				
1921		3,836	8,196	1,724	21	468	4.39	11,436	2.98	317.7
1922		3,905	7,712	1,680	21	496				
1923		3,976	7,712	1,666	22	505				
1924		4,042	7,371	1,656	22	537				
1925		4,147	7,391	1,604	22	550				
1926		4,242	7,403	1,612	22	561				
1927		4,337	7,408	1,599	22	585				
1928		4,438	7,582	1,623	22	585	4.74	10,544	2.38	292.9
1929		4,549	7,658	1,624	22	594				
1930		4,679	7,763	1,611	22	603	4.63	10,925	2.33	303.5
1931		4,804	7,934	1,625	22	605	4.53	10,752	2.24	298.7
1932		4,930	7,958	1,633	22	619	4.52	10,444	2.12	290.1
1933		5,061	8,058	1,647	22	628	4.46	10,557	2.09	293.3
1934		5,195	8,035	1,656	22	647	4.48	10,691	2.06	297.0
1935		5,316	8,096	1,654	22	657	4.44	10,806	2.03	300.2
1936		5,452	8,122	1,655	22	671	4.43	10,944	2.01	304.0
1937		5,609	7,412	1,683	21	757	4.85	11,481	2.05	318.9
平均	35,961	4,201	7,592	1,578	24	550	4.67	9,351	2.05	259.8

93 ムン・ミョンギ, 「保甲の東アジア— 20世紀前半台湾・満州国・中国の基層行政組織の再編とその意味」, 112-113頁。

付表4 植民地朝鮮の面積・人口と警察力・警察費⁹⁴

年度	面積 (km ²)	人口 (千名)	警察 人員 (名)	警察 官署 (所)	警察 官署当り 担当面積 (km ²)	警察 1人当り 担当人口 (名)	警察 1人当り 担当面積 (km ²)	警察費 (千円)	人口 1人当り 警察費 (円)	km ² 当り 警察費 (円)
1910	220,792	15,474	7,713	1,135	195	2,010	28.6			
1911		15,666	13,756	1,613	137	1,140	16.1			
1912		15,867	13,166	1,649	134	1,206	16.8			
1913		16,070	13,654	1,700	130	1,175	16.2			
1914		16,276	13,632	1,748	126	1,195	16.2			
1915		16,485	13,501	1,773	125	1,222	16.3			
1916		16,712	13,662	1,787	124	1,225	16.2			
1917		16,914	13,567	1,816	122	1,248	16.3			
1918		17,118	13,380	1,861	119	1,281	16.5	8,004	0.47	36
1919		17,324	15,392	2,761	80	1,126	14.3	17,735	1.02	80
1920		17,533	18,376	2,761	80	954	12.0	23,946	1.37	108
1921		17,747	20,750	2,980	74	855	10.6	21,965	1.24	99
1922		18,006	20,771	2,959	75	867	10.6	22,256	1.24	101
1923		18,266	20,647	3,049	72	885	10.6	22,068	1.21	100
1924		18,530	18,458	2,999	74	1,004	12.0	21,974	1.19	100
1925		18,797	18,458	2,881	77	1,018	12.0	19,670	1.05	89
1926		19,089	18,462	2,863	77	1,034	12.0	19,768	1.04	90
1927		19,365	18,462	2,879	77	1,049	12.0	20,124	1.04	91
1928		19,646	18,670	2,915	76	1,052	11.8	20,309	1.03	92
1929		19,930	18,811	2,926	75	1,059	11.7	20,997	1.05	95
1930		20,219	18,811	2,903	76	1,075	11.7	20,925	1.03	95
1931		20,521	18,769	2,930	75	1,093	11.8	20,147	0.98	91
1932		20,855	19,328	2,948	75	1,079	11.4	19,578	0.94	89
1933		21,194	19,328	2,971	74	1,097	11.4	19,799	0.93	90
1934		21,540	19,326	3,029	73	1,115	11.4	19,317	0.90	87
1935		21,890	19,409	2,976	74	1,128	11.4	19,837	0.91	90
1936		22,273	19,724	2,993	74	1,129	11.2	20,070	0.90	91
1937		22,536	20,642	3,038	73	1,092	10.7	20,780	0.92	94
1938		22,801	21,782	3,125	71	1,047	10.1			
平均	220,792	18,781	17,255	2,551	94	1,119	13.44	19,963	1.02	90

94 面積は『統計年報』(1938年版)に提示された総面積220,792km²を基準とした(朝鮮の総面積は台湾の総面積の約6.14倍)。人口は溝口敏行・梅村又次編、『旧日本植民地経済統計—推計と分析』(256頁)に依拠した。警察人員統計はムン・ミョンギ「台湾・朝鮮の『植民地近代』の格差—警察部門の比較を通じて」(81頁)、警察官署統計はムン・ミョンギ、「日帝下台湾・朝鮮公医制度への比較史的接近—制度外的側面を中心に」(351-352頁)、警察費は民族問題研究所編、「日帝下戦時体制期政策資料叢書」(第2巻)(216-217頁)に依拠した。

付表5 台湾の街庄、内地の町村、朝鮮の面人口と面積：1917年⁹⁵

1917年	街庄（台湾）		市町村（内地）		面（朝鮮）	
平均人口（人）	7,824		4,494		6,600	
平均面積（方里/km ² ）（水越幸一）	2.78	44	2.00	32	8.60	138
平均面積（方里/km ² ）（筆者）	4.94	81	2.01	32	5.48	88

付表6 台湾の地方行政体系の変化：1895～1945⁹⁶

時期	編制	行政体系												
1895. 6	3 縣 1 廳	臺北縣				臺灣縣				臺南縣			澎湖 島廳	
	1 縣 1 廳 2 民政支部	臺北縣				臺灣民政支部				臺南民政支部				
1895. 8	4 支廳 9 出張所	宜蘭支廳	基隆支廳	淡水支廳	新竹支廳	苗栗出張所	彰化出張所	埔里社出張所	雲林出張所	嘉義出張所	安平出張所	鳳山出張所	恒春出張所	臺東出張所

95 水越幸一、「本島の現行地方制度成立經過覚え書（七）」、『臺灣地方行政』3巻10期，1937，50頁；方里は1里（縦）×1里（横）の「面積」を指すもので、1里は約3.9273kmである。便宜上、1里を4kmと見なすと、1方里は約16km²となる。ただし、姜再鎬は1914年4月現在の面当り平均面積を5.67方里（91km²）と提示している（姜再鎬、『植民地朝鮮の地方制度』，178頁）。1914年の面長は2,514人、1917年の面長は2,504人で、朝鮮の総面積を220,792km²（『統計年報（1938年版）』）とするならば、1914年と1917年の面当りの平均面積は約88km²となる。したがって、カン・ジェホが提示するものが実際の数値に近い。1917年の台湾の街庄長は全440人、総面積は35,961km²（『統計書（1938年版）』）であり、台湾の街庄当りの面積は約81km²となる。日本内地の場合、1917年の市町村のデータを筆者は持っていないが、把握可能な1922年の市町村を12,315個（横道清孝，「日本における市町村合併の進展」、『アップ・ツー・デートな自治関係の動きに関する資料（No.1）』，財団法人・自治体国際化協会，2007，13頁）とし、内地の総面積24,794方里（＝396,704km²）を平均すると、市町村当たりの平均面積は32.21km²となる。つまり、水越幸一の提示する数字が一致するのは日本の内地のみとなる。なぜこのような誤謬が生じるのかは不明だ。また、街庄の設置基準は1901年の時点で戸数が700～1,500個（戸当り5人として計算すると3,500～7,500人）、面積は2方里（＝32km²）であった（「街庄区域」、『臺灣日日新報』1901年12月7日）。また、面（長）の設置基準は800戸（戸当り5人として計算すると4,000人）、面積は4方里（＝64km²）を基準としていた（『朝鮮總督府施政年報』，1914，18-19頁；善生永助，『朝鮮の聚落』（前篇），535頁）。

96 許雪姬，總策劃（『臺灣歷史辭典—附録』，遠流出版公司，2004，A079頁の〈歴代臺灣行政區域建置沿革表〉）並びに、黃正雄（「臺灣行政區劃之沿革與區劃之合理性」、『中國地方自治』72-10，2019，40-41頁の〈日治時期臺灣行政區域演變調整情形一覽表〉）を基に作成。

時期	編制	行政体系																			
1896. 3	3 縣 1 廳	臺北縣				臺中縣				臺南縣				澎湖廳							
1897. 5	6 縣 3 廳	宜蘭廳	臺北縣			新竹縣		臺中縣		嘉義縣		臺南縣						鳳山縣		臺東廳	
1898. 6	3 縣 3 廳	宜蘭廳	臺北縣				臺中縣				臺南縣							臺東廳			
1901.11	20 廳	宜蘭廳	基隆廳	深坑廳	臺北廳	桃園廳	新竹廳	苗栗廳	臺中廳	彰化廳	南投廳	斗六廳	嘉義廳	鹽水港廳	臺南廳	鳳山廳	蕃薯寮廳	阿猴廳	恒春廳	臺東廳	澎湖廳
1909.10	12 廳	宜蘭廳	臺北廳			桃園廳	新竹廳	臺中廳		南投廳	嘉義廳	臺南廳	阿猴廳		花蓮港廳	臺東廳	澎湖廳				
1920.10	5 州 2 廳	臺北州				新竹州		臺中州			臺南州			高雄州		花蓮港廳	臺東廳	高雄州			
1926. 7	5 州 3 廳	臺北州				新竹州		臺中州			臺南州			高雄州		花蓮港廳	臺東廳	澎湖廳			

参考文献

1. 資料

(韓国語)

キム・ナクニョン編 (『韓国の長期統計—国民計定 1911-2010』, ソウル大学出版文化院, 2012. (韓国語))

民族問題研究所編, 「日帝下戦時体制期政策資料叢書」(第2巻), 韓国学術情報, 2000. (韓国語)(台湾語・日本語)

「街庄長報告例改正」, 『臺灣日日新報』(漢文) 1905年12月27日.

「街庄行政之良好」, 『臺灣日日新報』(漢文) 1906年12月30日.

「區長の待遇を改善せよ」, 『朝鮮地方行政』6巻4號, 1927.

「斗六街庄行政」, 『臺灣日日新報』(漢文) 1905年10月21日.

「保甲條例施行規則改正(府令第66號)」, 『臺灣總督府府報』2805號, 1909年10月5日.

「鼠族驅除成績」, 『臺灣總督府府報』1425號, 1903年11月6日.

「政務總監訓示, 警察部長會議席上にて, 助長行政の援助」, 『朝鮮新聞』, 1926年7月6日.

『旧植民地人事總覽』(臺灣篇) I・II, 日本図書センター, 1997.

溝口敏行・梅村又次編, 『旧日本植民地經濟統計—推計と分析』, 東洋經濟新報社, 1988.

橋川順三(慶南), 「區長制度改正論」, 『朝鮮地方行政』4巻3號, 1925.

内閣書記官室統計課編, 『日本帝國第十六回統計年鑑』, 1897.

臺灣慣習研究會, 『臺灣慣習記事』(1903~1904年).

臺灣總督府警務局, 『臺灣總督府警察統計書』(1937年版), 1938.

臺灣總督府警務局, 『臺灣の警察』, 1932.

- 臺灣總督府 警務局, 『臺灣總督府警察沿革誌 1』, 1933.
- 臺灣總督府 警務局, 『臺灣の警察』, 1935.
- 臺灣總督府, 『臺灣總督府府報』.
- 臺灣總督府, 『臺灣總督府警察統計書』(1910～1942年).
- 臺灣總督府, 『臺灣總督府民政事務成績提要』(1905～1909年).
- 臺灣總督府, 『臺灣總督府統計書』(各年度).
- 中島利郎・吉原丈司 編, 『鷺巢敦哉著作集Ⅲ』, 綠蔭書房, 2000(原題:鷺巢敦哉, 『臺灣保甲皇民化讀本』, 臺灣警察協會, 1941).
- 善生永助, 『朝鮮の聚落』(前篇), 民族院, 2008(1933).
- 水越幸一, 「本島の現行地方制度成立經過覚え書(七)」, 『臺灣地方行政』3卷10期, 1937.
- 矢内原忠雄, 『帝國主義下の臺灣』, 岩波書店, 1988(1929).
- 矢島杉造(本府 地方課長), 「區長問題の研究」, 『朝鮮地方行政』7卷2號, 1928.
- 任洪淳, 「地方行政革新論」, 『朝鮮地方行政』5卷9號, 1926.
- 全利植(江原), 「區長の職務に就て」, 『朝鮮地方行政』5卷3號, 1926.
- 朝鮮總督府 警務局 編, 『朝鮮警察概要』, 1936.
- 朝鮮總督府, 『朝鮮總督府統計年報』(各年度).
- 朝鮮總督府, 『朝鮮總督府施政年報』(各年度).
- 中島利郎・吉原丈司 編, 『鷺巢敦哉著作集Ⅲ』, 綠蔭書房, 2000(原題:鷺巢敦哉, 『臺灣保甲皇民化讀本』, 臺灣警察協會, 1941).
- 持地六三郎, 『臺灣殖民政策』, 富山房, 1912.
- 持地六三郎, 『日本植民地經濟論』, 改造社, 1926.
- 鷺巢 敦哉, 『臺灣警察四十年史話』, 中島利郎・吉原丈司 編, 『鷺巢敦哉著作集』(Ⅱ), 綠蔭書房, 2000.
- 許雪姬 總策劃, 『臺灣歷史辭典一附錄』, 遠流出版公司, 2004.

2. 研究書・論文

(韓国語)

- キム・ドンミョン, 『支配と協力—日本帝國主義と植民地朝鮮における政治参加』, 歴史空間, 2018.
- キム・イッハン, 「1930年代日帝の地方支配と面行政」, 『韓國史論』37, 1997.
- キム・イッハン, 「1910年代日帝の地方支配政策—行政区画統廃合と面制を中心に」, 『社会と歴史』50, 1996.
- キム・イッハン, 「1920年代日帝の地方支配政策とその性格—面行政制度と「無法部落」政策を中心に」, 『韓國史研究』93, 1996, 159-164.
- キム・イッハン, 「日帝の洞里支配と『農村振興會』」, 『民族問題研究』12(1996年秋号)1996.
- ムン・ミョンギ, 「帝國主義研究と帝國史研究を引継ぐということ」—駒込武, 『世界史のなかの臺灣植民地支配—臺南長老教中學校からの視座』(岩波書店, 2015)を読んで, 『東方學史』188, 2019.
- ムン・ミョンギ, 「保甲の東アジア—20世紀前半台湾・満州国・中国の基層行政組織の再編とその意味」, 『中央史論』47, 2018.

- ムン・ミョンギ, 「日帝下台湾保甲制度の制度的効果, 1903～1938」, 『中国近代史研究』75, 2017.
- ムン・ミョンギ, 「日帝下台湾・朝鮮総督府歳入の比較分析—一般会計補充金と公債を中心に」, 『韓國學論叢』48, 2017.
- ムン・ミョンギ, 「日帝下台湾・朝鮮総督府歳入の推移と構造—租税収入と租税負担を中心に」, 『史林』56, 2016.
- ムン・ミョンギ, 「日帝下台湾・朝鮮総督府の歳出構造比較分析」, 『韓國學論叢』44, 2015.
- ムン・ミョンギ, 「台湾・朝鮮総督府の専売政策比較研究—社会経済的遺産と『国家』能力の違い」, 『史林』52, 2015.
- ムン・ミョンギ, 「日帝下台湾・朝鮮公医制度比較研究—制度運営とその効果」, 『医史學』23-2, 2014.
- ムン・ミョンギ, 「日帝下台湾・朝鮮公医制度への比較史的接近—制度外的側面を中心に」, 『韓國學論叢』42, 2014.
- ムン・ミョンギ, 「台湾・朝鮮の『植民地近代』の格差—警察部門の比較を通じて」, 『中国近代史研究』59, 2013.
- ムン・ミョンギ, 「植民地『文明化』の格差とその含意—医療分野の比較を通じて見る台湾と朝鮮の『植民地近代』」, 『韓國學研究』46, 2013.
- ムン・ミョンギ, 「台湾・朝鮮総督府の初期財政比較研究」, 『中国近代史研究』44, 2009.
- ユン・ヘドン, 『支配と自治』, 歴史批評社, 2006.
- イ・ヨンギ, 「日帝時期の面単位有力者の構成と地域政治—長興郡蓉山面の事例を中心に」, 『大東文化研究』67輯, 2009.
- イ・ヨンギ, 「日帝時期地域社会における伝統的権威秩序の持続と変容—全南長興郡郷校校任分析を中心に」, 『歴史問題研究』, 21号, 2009.

(台湾語)

- 藍奕青, 『帝國之守—日治時期臺灣の郡制與地方統治』, 國史館, 2012.
- 劉志偉・柯志明, 「戰後糧政體制的建立與土地制度轉型過程中的國家・地主與農民」, 『臺灣史研究』9-1, 2002.
- 林美容, 「一姓村・主姓村與雜姓村—臺灣漢人聚落形態的分類」, 『臺灣史田野研究通訊』18, 1991.
- 施添福, 『蘭陽平原の傳統聚落—理論架構與基本資料(上)』, 宜蘭縣立文化中心, 1996.
- 吳文星, 『日治時期臺灣の社會領導階層』, 五南, 2008.
- 姚人多, 「認識臺灣—知識・權力與日本在台之殖民治理性」, 『臺灣社會研究季刊』42, 2001.
- 張漢裕, 『日據時代臺灣經濟之演變』(臺灣經濟史二集), 臺灣銀行, 1955.
- 蔡慧玉, 「日治臺灣街庄行政(1920-1945)的編制與運作—街庄行政相關名詞之探討」, 『臺灣史研究』3-2, 1996.
- 蔡慧玉, 「日治時期臺灣保甲書記初探, 1911-1945」, 『臺灣史研究』1-2, 1994.
- 許世融, 「臺灣最早的漢人祖籍別與族群分布—1901年〈關於本島發達之沿革調查〉統計資料的圖像化」, 『地理研究』59, 2013.
- 洪秋芬, 「日據初期臺灣の保甲制度(1895-1903)」, 『中央研究院近代史研究所集刊』21, 1992.
- 黃正雄, 「臺灣行政區劃之沿革與區劃之合理性」, 『中國地方自治』72-10, 2019.

(日本語)

- 岡本真希子, 「植民地地方行政の開始と台湾人名望家層—統治体制転換期の台南地域社会」, 『社会科学』(同志社大学) 41-4, 2012.
- 姜再鎬, 『植民地朝鮮の地方制度』, 東京大学出版会, 2001.
- 栗原純, 「日本統治初期における台湾総督府の地方行政—台湾南部・鳳山地方を中心として」, 國史館臺灣文獻館編, 『第五屆臺灣總督府檔案學術研討會論文集』, 國史館臺灣文獻館, 2008.
- 近藤正己, 『總力戦と臺灣』, 刀水書房, 1996.
- 大日方純夫, 「近代日本の警察—世界史のなかで」, 『近現代日本と東アジア—警察、軍、戦争責任』(延世大國学研究院, 〈海外学者招聘講演・討論会〉資料集), 2020年1月13日.
- 佐藤正広, 「日本統治初期における総督府の地方行政システムの形成—街庄および保甲の制度と実体」, 『淡江史學』24, 2012.
- 第12研究(研究代表者 水谷智), 「記録:『世界史のなかの台湾植民地支配』をどう読むか—木畑洋一・廉雲玉・田中智子の視点を中心に」, 『社会科学』48-1(京都:同志社大学), 2018.
- 野口真弘, 『植民地台湾の自治—自律的空間への意思』, 早稲田大学出版部, 2017.
- 松田利彦, 『日本の植民地支配と警察—1905～1945』, 校倉書房, 2009.
- 松澤裕作, 『明治地方自治体制の起源』, 東京大学出版会, 2009.
- 横道清孝, 「日本における市町村合併の進展」, 『アップ・ツー・デートな自治関係の動きに関する資料(No.1)』, 財団法人・自治体国際化協会, 2007.
- 若林正文, 「諸帝国の周辺を生き抜く—台湾史における境界ダイナミズムと地域主体性」, 川喜田敦子・西芳実編著, 『歴史としてのレジリエンス—戦争・独立・災害』, 京都大学出版会, 2016.

(英語)

- Ching-Chih Chen (陳清池), “The Japanese Adaptation of the Pao-Chia System in Taiwan, 1895-1945”, *The Journal of Asian Studies*, Vol. 34, No 2, 1975.
- Michael Mann, “The Autonomous Power of the State: its Origins, Mechanisms and Results”, in Michael Mann, *States, War and Capitalism: Studies in Political Sociology*, Oxford: Basil Blackwell, 1988.

